

平成31年第1回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

平成31年3月11日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第4号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
第5号議案 幸田町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
第6号議案 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について
第7号議案 幸田町消防団条例の一部改正について
第8号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について
第9号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第10号議案 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
第11号議案 幸田町指定地域密着型サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
第12号議案 幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
第13号議案 幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術監理者に関する条例の一部改正について
第14号議案 幸田町法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について
第15号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について
第16号議案 幸田町と蒲郡市との間における幸田町公共下水道事業の事務委託に関する規約の変更の協議について
第17号議案 字の区域の変更について
第18号議案 工事の請負契約について
第19号議案 町道路線の認定について
第25号議案 平成31年度幸田町一般会計予算
第26号議案 平成31年度幸田町土地取得特別会計予算
第27号議案 平成31年度幸田町国民健康保険特別会計予算
第28号議案 平成31年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
第29号議案 平成31年度幸田町介護保険特別会計予算
第30号議案 平成31年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算
第31号議案 平成31年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
第32号議案 平成31年度幸田町水道事業会計予算
第33号議案 平成31年度幸田町下水道事業会計予算

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君 2番 伊與田伸吾君 3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君 5番 水野千代子君 6番 都築一三君
7番 鈴木雅史君 8番 中根久治君 9番 浅井武光君
10番 大嶽弘君 11番 池田久男君 12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君 14番 伊藤宗次君 15番 酒向弘康君
16番 杉浦あきら君
欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	成瀬敦君	副町長	大竹広行君
教育長	小野伸之君	企画部長	近藤学君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	都築幹浩君
健康福祉部長	藪田芳秀君	環境経済部長	鳥居栄一君
建設部長	羽根淵闘志君	教育部長	志賀光浩君
消防長	吉本智明君	企画部次長 兼企画政策課長	牧野宏幸君
建設部次長	佐々木要君	健康福祉部次長 兼保険医療課長	成瀬千恵子君
会計管理者 兼出納室長	林敏幸君	消防次長兼 消防署長	小山哲夫君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司君

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（杉浦あきら君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 山本富雄君 登壇〕

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元のほうに本日配付させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 山本富雄君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者16名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（杉浦あきら君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、3番 稲吉照夫君、4番 鈴木重一君の両名を指名します。

日程第2

○議長（杉浦あきら君） 日程第2、第4号議案から第19号議案までの16件と第25号議案から第33号議案までの9件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき、15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

始めに、第4号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の改正理由につきましては、長時間労働の是正に係る措置を講ずることに伴い、必要があるということではありますが、昨年7月に過労死ラインの上限規制を認め、労働時間の規制をなくす行動、プロフェッショナル制度の創設を盛り込んだ法案が可決をいたしました。これに伴って、長時間労働の是正に係る措置を講ずるということが出されたわけでありまして、この長時間労働につきましては、時間外労働の上限設定を変えてきたわけでありまして、これについて幸田町職員における規則で定める内容ですね。勤務時間外の時間における勤務に関し必要な事項ということを規則で定めるわけでありまして、これについて、その規則とはどのようなものであるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今回の時間外勤務及び休日勤務の上限等にかかわる規則でございますけれども、まだ、今2月1日に人事院規則が発表されました。基本的には、この人事院規則に従って幸田町の規則も改正していこうという考え方でございます。なお、その内容につきましては、人事院規則によりますと、時間外の制限の時間でございまして、原則1カ月については45時間以下、かつ1年においては360時間以下というふうに原則としてなっております。また、他律的な業務の比率の高い部署に勤務する職員については、これ以上に、1カ月については100時間未満、また1年については720時間以下、かつ2月から6カ月の平均が80時間以下。なお、1カ月について45時間を超える場合は、年6カ月までというふうな形での規則となっております。具体的に申し上げますと、1点目、原則45時間以下というのは、例えば2時間毎日行

いましたとした場合ですけれども、20日から21日になると超えてしまうということで、逆に4時間行えば10日間それから11日間ということで、月当たりになると45時間以下。また、1年についてはこのように行っていくと、実質2時間ごとに行った場合は年間の中では180日ぐらい、4時間やれば半分の90日。こういったような360時間が1年間の条件という形になっているということでございます。

なお、他律的な業務につきましては、みずから決定することが困難な業務、自律的ではない他律的な業務ということで、国で示すのは国会関係とか国際関係、法令協議とか予算折衝などのそういった業務にかかわる部分についてはいわゆる他律的な業務という形になっておりまして、その部分については先ほどの原則ではなくて、1カ月当たり45時間ではなくて100時間未満という形になっております。また、1年についても360時間ではなくて倍の720時間以下。かつ、かなりの時間になりますので、2カ月から6カ月間の平均で申し上げますと、月に80時間以下のように抑えるように、平均ではですね。また、こういった原則45時間を超えるような月については、年間12カ月のうち半分の6カ月までが45時間を超えてもいいというふうな形での他律的業務の部分のものでございます。こういった人事院規則が2月1日に公布されましたので、それに従って幸田町のほうの規則のほうもこれにほぼ全くでございますけれども、準ずるような形で制定をしていきたいというふうに考えている状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町の場合は人事院規則に基づいてということでございますが、先ほど労働時間の環境を聞いておりますと、他律的な業務ということで今までの月45時間、年360時間以内というこの枠を取っ払って、さらに倍以上、いわゆる過労死ライン。現在、過労死ラインと言われるのが80時間というふうに言われておりますけれども、それをさらに超える100時間、こういうことに設定をして規則で定めようということのようでございますが、こうした労働時間の上限規制を取っ払ってしまっって、働き方改革の中で言えば働かせ改革だと言わざるを得ないような状況に追い込んでしまう、こういう内容ではなかろうかというふうに思うわけでありましてけれども。じゃあ、幸田町における他律的な業務という内容はどういう内容であるのか伺いたいと思います。国会の事例を申されましたので、幸田町の場合においてはどのような業務があるのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 他律的業務のその単位でございますけれども、原則として課とか室、課・室はこれに相当するものというふうに国は考えております。そういった中で他律的業務の比重が高い部署の範囲、これを必要最小限にしてそういったものを指定した場合は速やかに職員に通知するというふうな形で、こういった内容についてはその業務の状況を考慮して適切に判断することが必要であるというようなことで、国のほうも実質これが地方公務員のほうにどの程度波及するかというのは、まだこれははっきり示されていない状況でございます。今、国では国会関係と国際関係、法令協議、予算折衝等ということになっておりますので、今は幸田町の中でもこういった他律的業務がどこに当たるのかということら辺を時間外の精査をしながら、昨年状況、今までの時間外

の精査の状況の中でどのようにするかをこれから考えていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） じゃあ、よくわからないということでございますが、現在、幸田町の職員で長時間労働、いわゆる80時間を超えるそうした実態があるのか。この実態について、幸田町の場合ですと1カ月45時間以上を超える残業時間があるかどうかお尋ねしたいと思います。それについてどれくらいあるのかということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 幸田町におきましては、実際に月によって違ったり、課の平均で出していたりするものですから、例えばという形で昨年、1年間のうちで一番安定していると言われる10月の段階で一度中身を確認させていただいた中では、通常実際に時間外が対象となる数が296名といたしますと、管理職とか育休とかそういったものを抜いた形ですけれども、296名、9部27課と保育園などが含まれておりますけれども、そういった中で昨年の10月の場合ということで検証をしてみますと、トータルで5,397時間の時間外が行われているということでございます。その中で、全く296名の中で時間外を行っていない者が53名、また45時間以上この中で、296名の中で行っているのが28名、約10%が296名のうち45時間以上行っているということでございます。それ以外の215名については、45時間以内での時間外を行っているというような状況でございます。なお、80時間以上このときに行っていた者については、4名ということになっております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 10月の比較的落ちついた時期ということでは言われたわけですが、そうしますと本来時間外労働上限設定というのがありまして、その月45時間以内という、これは設定があるわけですよ。それを超えて、さらに80時間以上も残業をしている実態があると。これはたとえ1カ月であろうとも、これは過労死ラインに相当するわけです。そういうことで電通の社員が亡くなって、過労死の問題が大きな問題となって取り上げられ、そして、その実態を進める中で働き方改革というようなことになってきたわけでありまして、しかしながら、国はその上限設定をさらに取っ払って高度プロフェッショナル制度という、こういう制度を設けて残業時間の上限設定をなしにして、天井をなしにしてしまったわけですよ。こういう実態があるにもかかわらず、さらに時間外労働が上限設定が設定されているにもかかわらず幸田町の職員職場の中でもこうした残業時間がまかり通っている実態というのを放置をしていた。これは大きな問題じゃないかというふうに思うわけでありまして。さらに今度は、今回の法律の改正に伴ってさらに国の人事院規則に沿って、この労働時間の規制を取っ払ってしまうと。上限を100時間にしてしまう、そして年間では720時間、これは限定する職場だというものの、しかしながら職員を過労死のラインに追い込むのかということでございますが、その辺については認められるのかということでもあります。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 高度プロフェッショナル制度については国の関係でございます。

こういった関係では、健康保持措置を強化するということでの働き方改革の中でうたわれているわけですが、幸田町におきましても今までこういった上限規制がなかった。逆に言うと、実際に運用面では月60時間を超える場合については産業医の診断を受けるようにということで、そういった指導をしながら、これは各部署での課長によって管理する中で60時間以上超えた場合については、その都度職員に注意をしながら、また業務の改善をしながらということでありまして、60時間が2カ月継続となった場合は必須的に産業医の診断を受けながら、こういったことを抑制していくということでもありますけれども、今回の国の人事院規則に従いまして、60時間ではなくて45時間という形でございますので、そういったものをしっかり周知しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国の周知に従って取り組んでいきたいと言われますけれども、しかしながら人事院規則の中には、これは他律的な業務という、そうした業務に限定をすする中でも過労死ラインを既に越える残業時間の上限設定を設けながらやっていくことに、このことこそ問題があるのではなかろうかと。じゃあ、どこで判断をしていくのかと。長時間労働を是正していくのかと、改善していくのか。そういう判断ラインがさらに上限を拡大をすればするほど、職員を過労死に追い込んでしまうと。こういう規則にほかならないのではないのでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） この他律的な業務についての設定については、相当注意して設定しないといけないのかなということ、今、内部で検討をしているところでございます。もちろん他律的な業務に入っては100時間未満ということになっておりますので、かなりの時間数となっています。それを、やっぱり健康管理をしっかりとしないといけないとか、これが継続的に慢性的になってしまっただけではないということから、基本この他律的業務の職員についても45時間以下に抑えて、それが6カ月までの範囲で抑えるようにという形で、45時間を超えた場合についての対策をしっかりと練っていきながら、慢性的にこういった45時間を超えるという状態にならないようにそういったことを、これは他律的業務の設定についてもこれを各部課長と協議しながら、また所管の働いている状況、こういったものを勘案しながら検討していきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 厚生労働省が長時間労働についていろいろ言っているわけですが、これは長時間労働における業務と脳や心臓疾患の発症の関連性が徐々に高まってくる、そういうことで過労死につながるよと。ですから、これを改善しなければ何ともならない。たとえ1カ月であろうと、長時間労働がずっと連続して続きますと、これはそのリスクがかなり高まってくるわけでありまして。さらに、過労死にはつながらなくても、今度は鬱やメンタル面でのそうした二度と立ち直れないといいますが、働きたくないという、こういうようなことにもつながってひきこもりになったり、外に出られなくなったりとか、こうした人々をより多くつくるようなこの改正内容にしかたがないのではなかろうかという懸念があるわけですが、その辺のところを人事とし

てはどういう体制で職員の健康管理も気をつけていくおつもりがあるのか。それには、まず長時間労働の是正こそすべきではなかろうかというふうに思うわけではありますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 職員のメンタル部分も含めて、慢性的に時間外による精神疾患といったものが一番心配される場所でもありますし、また仕事上も効率が下がったり、いろいろな部分でトラブルが発生したりするということでありますので、今回は45時間という形での部分で上限規制を設けることで、常に時間管理をしっかりと行っていくことが必要ではないかと考えております。時間外を行う前にそういったものを上司が把握し、またその後の対策。また、それが超えてしまうことのないように仕事の配分とか、また仕事の量、そういった働き方についても生産性も含めていろいろ検討していかねばいけないということでございます。もちろん御質問の越えてしまうような仕事をした場合は、これはやはりしっかりした健康管理、精神管理の面も含めて産業医と相談しながら、今回のこういった改正に伴い、しっかり数字が見えてくることになってきますので、それを上司として把握し、組織としてそういったものを守っていくための体制づくりを整えていかねばいけないというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それでは、この人事院規則が発表されて、その規則に従うということでございます。この人事院規則について資料として出していただきたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） こういった人事院規則は2月1日に公布されてございますので、そういったものは配付させていただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

○14番（伊藤宗次君） 今回、労働時間の規則対応ということですよ。規則とは、あなた方の胸先三寸でどうにでも変えられる、これが規則の持つ特徴ですよ。そういう規則ですから、上限をどこに設けるか。それでいけば、その時々気分感情で上限は、規則ですからどうにでもなるということですが、どういうふうな対応をされておるのか。その時々気分感情で上限が決められる、そういう対応をしてるのかどうなのか答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今回の働き方改革を推進するための関係法令の整備に関する法律が今年の7月6日に公布されて、この来月の4月1日から施行されるということで、こういった部分では民間労働法制がそういった形で変わってきてますので、それを国家公務員のほうもそういった超過勤務を命令することができる上限を決めていくと。その決めていくものが人事院規則に委ねるということでございますので、国としても規則に委ねるということ。それを幸田町としても、こういった条例改正をしながらも規則に委ねるわけでございますけれども、その背景には均衡の原則という地公法に基づいて行っ

ていくということでございます。その流れの中で、この規則についても人事院規則で示された数字45時間、360時間という形のを踏襲させていただくのが一番妥当ではないかということで、今そういった考え方を整理している状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今の答弁にありましたように、1カ月45時間、年間360時間を上限とすると。言ってみれば、過労死をするというような状況も含めて、それが全部規則対応ですよ。条例の中で規則で対応するというふうにしておけば、ざる法ですよ。だからざる法だから、あなた方自身が公務員ですよ、地方公務員は法令遵守の義務がある。法令というふうになると、それは憲法を含めて、全ての法律・規則も含めて遵守すると。その義務があなた方には課せられておりますよといったときに、今どんどん形骸化をし、抜け道づくりがされてきている。そういうときに、あなたの言われた月45時間、年間360時間というものが憲法で保障する健康で文化的な生活を営む権利の、国民の権利ですよ、実現という点でいけばどういふふうな見解を持っておられるのか答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 実際に日本国憲法の中でも27条で、賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は法律でこれを定めるという形でのもの、その法律で定めたものを実際に地方自治体では条例に定めながら、それを規則の中に示していくということでございます。45時間の360時間、これについても実質そういった国の規則に従って取り組んでいく。形骸化して抜け道となってしまう部分としてこれをしっかり明記しながら、また実際に今近隣の市さんのほうにもいろいろ問い合わせをしながら、どのような設定をするかというところ辺を聞き取りをしている状況でございますけれども、基本的にはこういった人事院規則に従っていくというものが全体前提となるということから、こういったものをいかにこれを周知しながら守っていくか、そのためのケアをしていくかということが一番重要だというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなた方は公務員。公務員というのは、この労働の関係からいけば地方公務員法と。私の出身は民間ですから、民間については労働基準法と、こういう中で縛りがある。ただ、その労働基準法の中で、これは公務員法も一緒ですが、対応する労働組合があれば、その労働組合と協定を結ぶことが義務づけられるんですよ。その義務つけた内容は、労基署に届け出をしなければいかん。今は、それは脱法行為というのが結構はやっているけれども、そういう脱法ではなくて労基法に基づいた対応する労働組合と書面を交わして、時間外労働・休日労働についてはその内容を労基署に届けるよと、こういう決まりになっております。そうしたときに、幸田町に職員組合がございまして。その職員組合とはどういう内容で話し合いをされ、どういう36協定を結んでおられるのか答弁いただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 労働基準法の関係、国は適用されない部分がございますけれども、それ以上に国のそういった時間外に関する法律を改正しながら、また人事院規則に

従うという改正をしながら行っていく。また、地方公務員もそういった労働基準法の改正に伴い、こういった民間法制に従い町のほうも変えていくという形で従っていきたいということであります。これについては、実は昨年法の改正から人事院報告が8月10日にあったわけですが、人事院報告とは別に人事院からの報告として、こういった時間外の規制については民間法制に従って国・市町村・自治体も考えるべき時期に来てるというようなところ辺りが報告の中でありまして、それをもとにいろいろ国の動きと法律の改正の動きと、また地方自治体のほうもそういった動きをしているわけですが、その中で36条協定、労使協定の部分についても、実は労働組合とは人事のほうに10月30日に労働組合と協議を持っておりますけれども、その中ではこういった話題があるというようなところ辺りを出さしていただきながら、36協定の話題を出させていただいております。また、年末の12月12日にも労働組合と意見交換を行っておりますけれども、そういった中でも36条協定、労使協定について結ぶ必要があるというところ辺りの部分を話題として出させていただいておりますけれども、協定を結ぶという具体的な中身にはまだ入っておりませんので、これは、今現在こういった条例改正また制限等が決まってくるわけですので、速やかにこういった36条協定を結んでいきたいというふうに考えている状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 対応する労働組合があるでしょ。その労働組合と協定を結ばずに規則が優先をする。そんなばかなことがあるのかと。幸田町にもいろいろな歴史がある。そうしたときに、時の神本町長が、そのときに労働組合がつくられたんですよ。そのときに労働組合がつくられたときに、神本町長が労働組合を忌み嫌って差別行政をやったことが。おまえは入っているのか、入っておらんのかと。これはキリシタンの踏み絵だということで随分問題になり、それは労基署のほうから指導が入って、気に入る気に入らないはあんたの勝手だよと、町長の勝手だよと。しかし、労基法で労働組合法が、労働組合法が直接あなた方にはかかわらないけれども、公務員法の中で職員組合がつくられたら職員組合ときちんと協定をすべきだよということでやったけれども、時の町長は突っ張っちゃって、無協定でやってきた。無協定でやったときに、労基法で言うところの1日7時間かな、ここでいくと。8時間じゃなく、1日8時間だから7時間45分じゃなかったかな。7時間45分を越えたときには、協定がない限り働かせてはならんと、こういう規定になっているんですよ。今はさらっとひな壇に並んでおられる人の中でせいぜい1名かな、2名かなと、その当時の状況がわかる人がね。それはともかくとして、無協定の段階で時の町長が、働け、ばかもんがとやってやったけれども、労基署のほうから指導が入って、まあ、言い方は違うけれども残業拒否と。おまえたちは残業拒否をやっているのかと。拒否はしておりませんよと。36協定が結ばれていない中で時間外労働をさせてはならんから、正規の時間で帰ります。これは拒否行為じゃないんですよ。遵法を通す、昔国鉄がよくやりましたよね。遵法を通す。こういう歴史も幸田の職員は、まあ、管理職の中で知ってる人は1人かおらんけど、ともかく職員の中で何人かはまだこういう経験もしているというときに、今のあなたの答弁でいきますと、時間外という点については36協定が優先するんですよ。それをどうす

るのかと。その上で規則対応という道はあるけれども、対応する労働組合と協定も結ばずに、協定はざる法で、あとは俺らのいいようにやらせてくれという形で規則対応と。これはね、随分昔になるけど奴隷職場という映画が随分ヒットしたんですよ。そういう職場に今なりつつあるのかと。みんな職員がおとなしくなっちゃったもので物を言わんけどな、そういう状況を再現をするのかと。あなた方はどういうつもりなのか答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 労働基準法の第36条には、そういった協定を締結し基準監督署へ届けるという形でございますけれども、労基法の33条には、公務などについてはそういった時間外、休日労働をさせる場合は除くという形で書いておりますので、そういった面では適用外のところもございますけれども、実際、今回罰則つきの上限規制が民間法制の中ででき上がってきたわけですので、基本的にはこういった36条協定というのは結んでいく必要があるということから、今労働基準法の中では別表第1に掲げる事業に関するそういった従事については36条協定を締結するということであります。その中には官公署、いわゆる役場の事業以外のところについてこういった従事する業務については36協定をとということでございます。例えば幸田町では企業会計となっております地公法適用外の水道事業、上水道のほうですけれども、これが製造業の分野に入りますので、36条協定の締結を労基署に届けるという形でございますし、またそれ以外には保健衛生の分野で保育所とか保健センターがこれに当たるのではないかとということろを労基署と相談をさせていただきながら行っていきたいと。また、小中学校については県のほうでということでございますが、事務員については協定を結ぶ。ただし、これは労基署ではなくて、いわゆる町へ届けるということになっておりますので、そういったものを協定を結んだ上で町のほうへ届けるということになります。基本、今労基署のほうへ届ける部分、これについてはいわゆる労基署はいわゆる司法、警察権のあるところでございます。そういったところには届け出までをしなければならないということになっておりますので、これを労働組合、執行部のほうとこういったものを意見交換しながら、12月12日にはこういったものを届けていく、協定を締結していくという方向でお話をさせていただいていますが、これが今回の規則改正とどのタイミングになるか。これは当然議員の言われるとおり、労働組合の執行部と話をしながら、この規則改正の適用時期というのは労働組合と相談しながら行い、36条協定とそういった規則改正とのタイミングについては、双方協議をしながら進めていかなければいけないというふう考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、民間労働者じゃないよという形の中で、地方公務員法でいけば、あなた方がいように解釈をしてるということと、対応する労働組合が若干弱体化してきてるといふうなのが、弱体化は随分久しいけれどもね。そういう中で、あなた方がとっている行動という点が、職場環境がどうなっているのかということ視野の中に入れていないよと、入れていないと、こういう実態がある。そういう中で、最近は何も見ないけれども、見ないようにされているのかどうなのか知らないけれども、風呂敷残業

というのが幸田町の中でも随分横行をしました。職場の中でキュッキュ、キュッキュ対応する労働組合と36協定、時間外労働の関係でやられて、しかし、職員にすれば組合の言うこともお説もつともということで、しかし仕事は残ってるよと。そういったときにどうするのかといたら、風呂敷に包んで自宅へ持ち帰ってやると。こういうのがあったわけだよな。そうすると、さも勤勉な職員のようにということだけれども、公文書なんですよ。あなた方が落書きした文書も、公務員が書いた文書は全部公文書と。公文書を職場外に持ち出すことは、公務員法で違反になっているわけだ。そういうことがずっと野放しにされた中で、風呂敷残業という形で随分ありました。今、実態として、風呂敷持って今から行くわ、帰って持っていくわという人はおらへん。しかし、かばんの中に何が入っているのかというのは、これは私物検査にもなるんでな。しかし、その中に職務に必要な書類があれば、それは公文書。先ほど申し上げたように、メモ用紙に職務として書いた文書は全て公文書。これははっきりしてるんですけどね、もう裁判も含めて。そうしたときに、実態としてどうつかんでいるのか。職員の労働実態という点でいけばどうですか。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 人事当局としては、基本的にそういったことはないという答弁しかできないわけですが、実際にサービス残業があったり、持ち帰り残業、こういったものが情報の流出とか紛失とか、そういった心配があるということで、いわゆる情報セキュリティの分野では、持ち帰りする場合は許可をとって持ち帰るという形になります。それは、今の事例の中ではないということですので、実際に持ち帰りのそういった情報セキュリティの分野では管理されているという状況でございますが、実態のところのそういった部分でいろいろな現場に出向いたり、説明会に行ったり、そういったものは当然公文書を持ち出して行っておりますし、そういった部分の対応というのは、なかなか把握はできていないというのが状況でございますけれども、把握ができていないという答弁よりは、基本的にはないというような答弁にさせていただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 実態は把握しておりませんが、ないと思っておりますよって、そういうのをぶっかけというんだよな。実態を見ずにして、ちょっとやるとまずいかなとって、そんなのあらへんあらへんわと言ってるのはいいかげんにせいよと、ぶっかけをやるのも。そういう形の中で結局風呂敷残業、昔は風呂敷でわっと来る人が結構いたわけだ。しかし、最近は非常にスタイルが変わって、風呂敷を持って役所に出勤をする、あるいは役所から出てくるというのはなくなりました。昔は大っぴらだったわけだ。そういうことともう一つは、居残り残業だ。民間にはタイムレコーダーというのがあって、タイムレコーダーを押したのが退庁時間だ。幸田町はタイムレコーダーがない。誰が管理するのかといたら、管理職がやる。じゃあ、管理職はずっと時間外、ずっと職員につき合うかと思ったら申告制になっちゃう。そういったときに、その実態が全くつかめないという中で居残り残業。昔は随分あったよな。だから、組合が5時以降、6時ぐらいになると1時間たってから、執行部が職場の中を何やっとなだ何やっとなだと、早く

帰らんかと。こういうのも歴史の語りぐさだよな。けれども、それは、それほど職員の置かれている状況というのは無権利な状況にあった。また、それを容認をする風潮もあった。しかし、それでいいものではないですよ。ここで言う議案の内容は、職員の時間外、休暇、それは法に基づかないとあかんよと。民間でいけば労働基準法、あなた方でいけば人事院勧告と。人事院、人事院とあなたは盛んに言うけれども、人事院勧告によって拘束されるのは誰だ。誰ですか。国家公務員でしょ。地方公務員は、人事院が何を言おうと我関せずでいいんですよ。そういう点で二言目には人事院、人事院と言えば、これが見えんかといって水戸黄門じゃないけどな、葵の紋でどうだということをやられると、些か私は抵抗があるという点で、要はあなた方自身が居残り残業の問題を十分把握されているのかどうか。風呂敷残業も風呂敷じゃなくてかばんの中にあるものは、まあ、あるかもしれないけどそんなこと言わんでもいいじゃないかと。これが実態じゃん、幸田町の。もう50年から変わっとらへんな。どうされる、どう改善していく。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 居残りして残業という形での部分につきましては、庁舎に今入っている状況であれば庁舎の出退記録がございまして、例えば平日ですと帰る時間、要は役場を退庁する時間というのは守衛室で記録をとっておりますので、そういったものが実質、全てがこの時間外になっているか、また残務、また議員の言われるような部分で居残りという形の部分で職務ではない部分もあったりすることもあるかと思えますけれども、こういったものをそういった退庁記録を、今これは人事のほうで把握しているわけですが、そういった中でいかにもちょっと遅いとか、こういった勤務状態が異常ではないかということら辺の部分については人事秘書課のほうから所管の課長のほうへ伝えながら、今までも適宜行っていたものでございますけれども、これがなかなか徹底されてなかったり、いろいろな部分で今回の改正をもとにいわゆる数値を見える化していきますので、そういった中でそれ以外の時間は何をやっていたのかとかですね。また、もしかその時間外の必要性、またそれがどのようにされたのか、こういったものを通知もしくは見える化をしっかりとした上で、所管課のほうでそういったものの体制づくりとか、また人事のほうで考えなければいけない部分もございまして、そういった仕事量と人員の配置こういったものも考えながら、いわゆる議員が言われる管理がなかなかタイムカードで管理するという状況になってございませぬので、この辺は把握できる範囲でしていきたいと思っておりますが、それと外部へ出向いて仕事をする場合もございまして、そういった面でも部分も把握しながら、こういった改善を努めていくようなことをしていきたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第4号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第5号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第5号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第6号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第6号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中でありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時57分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第7号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の改正は、報酬と費用弁償の区分を明確にするというものでございますが、その手当の関係で、整備手当を月額手当から1回の手当、特別訓練手当をそれぞれ訓練と出動に分けて時間単位ごとに分けるというものでありましたが、これについてお尋ねしたいと思っております。今まで年間のこの整備回数、訓練回数はどれぐらいあったのかということでございますが、それについてお尋ねします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 年間の整備回数及び訓練回数についてのお尋ねでございます。

消防団車両は、各分団ごとに合計8台の車両がございます。その車両につきまして、今までは月1回の整備をお願いしていたところでございますが、その月に行われる1回につき1台当たりの整備手当を出していたわけでございます。昨今の消防団員に対する手当の支払いというものが、従来のあしき伝統の分団へのお支払いから個人対応へとずっと変わってきております。私どもの消防団につきましても、個人対応ということにさせていただいております。車両につきましては、1台当たりというところございましたので、今回そのものを人に対するものに改めるためにそのような改正をさせていただいたわけでございますけれども、車両については12回というところでございます。また、訓練回数につきましては、今まで訓練に対して手当を支給しておりましたが、訓練につきましては、4月の各分団新入団員の顔見せから始まりまして、幹部訓練、春の総合訓練、いわゆる競練会と言われるものですね、でありますとか防災訓練、観閲式、出始め式でありますとか、夜警でありますとか、さまざまな年間を通して手当の対象としている訓練が19回ございます。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと整備手当につきましては、今までは月額として9,500円を支払っていたというものが、今度は機械器具整備ということで950円というふうになったわけですが、月に1回の整備をすることで年12回の整備が行われるわけでありまして、そうしますとこれが950円ですと、例えば10分の1に減ってしまうというふうに単純に思うわけですが、この実態はどうなっているのかお尋ねします。

それから、整備回数と訓練回数、訓練が19回ということでございますが、この訓練手当が3,500円、これは今までの特別訓練手当としての分と同じようであります。

この出動手当でございますが、これは1回当たりが3,500円で、1回4時間を超えるのが7,000円というふうになっております。この出動に関してでありますけれども、これは最賃以下の金額の設定されておられるようでございますけれども、この辺のところはどうなっているのでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） ちょっと説明不足で申しわけございません。

まず、車両の整備の関係でございますけれども、年間12回で、従来は1台当たり9,500円の月1回お願いしていたというところで、実態はと申しますと、団員が整備に要する人数ということで10人で整備を行っておりましたので、そういった関係で1人当たり950円という形で、実際は10人で1カ月に1回やっていただければ従来と同じ9,500円の金額になるということで、予算上は本年度と条例の御可決いただいた後の来年度の対応というのは変わらないところでございます。

それから、もう1点ですけれども、出動手当についてでございます。出動手当は、従来は火災出動、風水害での警戒出動、そういったものについては私どもの消防団は対象としていなかったわけでございますけれども、今回それを支給対象とするというところでございます。まず4時間以下の場合と4時間を超える場合というような2つのくりに分けて、通常の火災出動でございますとおおむね4時間以下で消防団の方は出動から帰るまでというのはおさまってしまうことが多うございますので、それを一くりにと。4時間を超える場合というのは、各分団管内で火災が起きますと、住宅でありましたり山林でありましたり、その残火処理としてその該当する分団が残りますので、そういった方々は4時間を超えることが多いわけでございます。そういった面で、そういった方たちについては7,000円をお支払いするというような、そういった形での2区分に分けてという設定をさせていただいているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） わかりました。この1回の出動で4時間以下の場合、いわゆる4時間ということでありますけれども、それを3,500円とした費用弁償の額は、1時間単位で割り返しますと最低賃金以下になってしまうわけでございますけれども、その設定をやはりこれはこうした時間単位の問題で言えば、最低賃金は確保すべきではなかろうかと思うわけでございますけれども、その辺はいかがということであります。

それから、今回の改正によって影響がある団員数と年間の影響額についてもお聞きしたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） まず、3,500円が最低賃金以下になるのではないかと、そういった御質問かと思えますけれども、まずこの金額設定についてでございますけれども、これは消防庁のほうから消防団の処遇改善というところで通知がきているところでございます。そうした中で出動に関する手当ということで、手当と申しますか実際には費用弁償という表現が正しいかと思えますけれども、そういった部分で通知がきているわけでございますけれども、その7,000円という目安できているわけでございます。近隣の状況等を見ますと、やはり消防庁からのそういった通知に合わせて皆さん上

げてきているというのが実態でございまして、1回の出動に対して7,000円ではなくて、やはり各市町とも時間を区切って出している。私どもは4時間という設定でやっておりますけれども、それ以外のもっと細かく時間を区切ったような対応もあるわけでございますけれども、時間管理の問題ということで、基本的には各分団長の報告をもって私どもは出動していただいた時間として算定をさせていただくつもりでございますけれども、そういった意味の中で近隣との整合と申しますか、そういった部分で今設定をさせていただいているわけでございます。これは要するに費用弁償というものが賃金という感覚ではございませんので、あくまで出動に要した費用を弁償するということで、消防庁のほうからの通知がきているところでございますので、御理解願いたいと思います。

それと、影響する人数と影響額の御質問でございますけれども、影響する人数といたしましては、消防団全員ということで147人が対象になろうかと思えます。仮に平成30年の出動の状況を見ますと、平成30年は火災が3件、台風が2件ございましたので、その関係で申しますと、4時間以下でおさまったのが219人、76万6,500円、4時間を超える事案が89名で62万3,000円、合計138万9,500円というところでございます。そういった仮に30年のものを今回設定させていただくものに当てはめるとそのような金額と人数になろうかと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 影響額はそれぞれわかりました。しかし、今回のこの手当はあくまでも費用弁償ということと言われるわけでありまして、しかしながら消防団員の方たちは昼夜問わず出動がかかるわけでございます。深夜に出動すれば、これは深夜対応というのが本来は望ましいというふうに思うわけでありまして。そういういわゆる労働時間ということから考えれば、この手当であろうとなかろうと、これは職をほかに持ってまたさらにこれはボランティア的なものでやりながら出動をするわけでございます。そうした点におきまして、やはり消防団員の待遇改善それから手不足、そうしたことからやはり貴重な時間を使って団員として過ごすその手当の費用弁償の額の改善をしていくべきではなかろうかというふうに思います。そこでお聞きをするわけですが、こうした4時間設定で最低賃金以下の設定をしながらやっている、こういう実態があるということをとめていただきながら、この費用弁償の額というのは、これは全国一律であるのか、それとも近隣それぞれ手当の額が違うのか、あわせて答弁がいただきたいと思えます。また、先ほどは消防庁のほうからあったということでありまして、これは国が一律なのか、あわせて答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） お答えさせていただきます。要するに、今、今回設定している3,500円、7,000円というものが費用弁償ということでございますけれども、議員がおっしゃる最低賃金に反しているというところでございます。私どもの考えといたしましては、消防団員の処遇改善ということは議員と同じ考えでございます。ただ、その額については、一応消防庁のほうから示されている額をベースに考えているようなところでございます。実際、愛知県内に54市町村ある中で、今51の市町村が災害に対す

る出勤について手当、費用弁償を支給しているというところでございますけれども、基本的にはほぼ似通った、若干の違いはございますけれども、ほぼ似通った金額で支給されているのが実情でございます、そのくくりの仕方についても4時間単位で分けるというくくりが多かったというようなところでございます、管理のしやすさと申しますか、そういったことも鑑みて、今、現状はこの形での設定とさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 似通った額ということは、これはそれぞれ額が違うと。4時間のくくり、それから4時間を超えるくくりというのは、これはそれぞれそういうようなくくりで統一をしてきているけれども、額としてはみんなそれぞれ若干の差はあるけれども違うよというようなことであるならば、近隣の状況がどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 今、委員の近隣の状況というところでございますけれども、岡崎市にあっては4時間でのくくりで分かれていると認識しておりますけれども、4時間までが2,700円、4時間を超える部分で7,000円というようなくくりでやっております。また西尾については、4時間で3,000円の超える部分で6,000円というような形での、前回調査したときはそのような形であったというところでございます。蒲郡は、3時間毎2,500円というような形での整理をされているというところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、岡崎市よりは高いというようなことでありますけれども、やはり消防団員のなり手不足、そういうような実態もあるということから、やはりこうした待遇改善というのは手厚くしていくべきではなかろうか。とりわけ危険が伴う災害手当、出勤に関しては、例えば命をなくすというようなこともあるわけでございます。そうした危険行為のある手当でございますので、出勤手当についてはまた待遇改善になり得る手当の額にしていくべきではなかろうかというふうに、せめて最低賃金を上回る、そうした手当にすべきだということで終わりたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 議員のおっしゃることはよく理解しているつもりでございます。当然ながら、消防団員のなり手不足が昨今この自治体でも騒がれているわけでございます。そういった意味で、消防庁長官のほうからも消防団員確保に向けた重点取組事項というような通知が参っているわけでございますけれども、その中の消防団員の環境整備、処遇改善等というような項目もございます。その中には報酬でありますとか費用弁償、そういったところでの記載がございます。そういったものに従って、今、取り組まさせていただいているところでございますけれども、もっと今後研究をして、なるべく消防団員の方に対してしっかりとした費用弁償等、そういった処遇改善につながるような方策をさまざま検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第7号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第8号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回スプリンクラーなど防火対象物の設置をしていない未設置の場合、公表することができるという内容のものでありますけれども、町内におきまして設置義務のある施設数とそれから指導についてお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 今回対象となる施設と指導についてでございます。公表の対象となる防火対象物につきましては、飲食店、物品販売店、社会福祉施設、病院等、不特定多数の人が利用する防火対象物が対象となっております。町内におきましては、現時点で民間施設で252施設、町所管の施設で47施設の合計299施設がこの公表の対象となり得る施設というふうに認識をしております。違反対象物、防火対象物の指導につきましては、毎年そういった立ち入り等を行う中で違反が見受けられれば、その都度指導をさせていただくというような形になっております。昨年指摘した事項が次の年に改善されてなければ、さらなる指導をするというような形で、継続的にその対象物件について指導させていただいているのが現状でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この消防用設備等に義務づけられているものが未設置の場合、公表するということがありますけれども、これはよく東京の繁華街等でホテル火災があったりとか、飲食店火災があったり、そういうのは大きな問題となつてたくさんの方々が亡くなつたりとかすることがよく公表されるわけでありまして、幸田町におきましても施設数が299件もあるという、そういうかなりあるなというふうに感じました。以前にグループホーム等でスプリンクラーの設置義務があるということで、補助をいただきながらスプリンクラーを設置したという事例が議案として上がってきたことがあるわけですが、そこで公表をする前にやはり住民に対して被害が及ばない、亡くなる方がいない、そういうことをするためにも指導が大事ではなからうかというふうに思うわけですが、先ほどの答弁では設置指導をしているよということでありまして、こうした299施設の中で違反をしている施設というのはどれぐらいあったのか、過去に実績としてどれぐらいあったのか。さらに、そして公表する前に、やはりこれは指導による設置義務ということで、対象施設に対しての整備を求めるべきではないかというふうに思うわけでありまして、その点についてこうした消防の指導にきちんと聞く耳を持っている施設があるかないかということですが、ない施設については公表という、今後、平成32年4月1日からは公表するというので、これからそうした指導をさらに強め、強化していくという、そういう考えについてお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 今回、公表の対象となる違反につきましては、まずは屋内消火栓

の設置についてでありますとか、スプリンクラーの設備がないとか、自動火災報知設備がないとか、このようなものが違反の公表の対象となる案件でございますけれども、現在町内における施設では、自動火災報知設備の不備に伴うものが4件、屋内消火栓設備に関するものが2件の計6件が私どもで把握しているものでございます。議員がおっしゃるように、住民と申しますか、利用者の安全安心を守ることが最優先だと認識しております。そういった意味から、この公表制度というものはできていると認識しておりますけれども、検査に行くと不備があったという部分で、消防のほうから指導をさせていただきます。速やかに指導に従っていただける事業所は全然問題ないわけでございますけれども、毎年毎年同じところで指導を受ける施設も現状はございます。やはり、防火対象物の所有者、管理者にあっては、その設備に要する費用が恐らくネックになってくるのであろうと理解はしておりますけれども、法令で定められた必要な施設でございますので、消防といたしましては、こういったものを利用者の安全安心の立場から、必ず法令を遵守していただくような指導を徹底しているところでございまして、なかなか守っていただけないところには指示書なり、指示書でだめなら勧告とかそのような形で現在は指導をさせていただいているところでございます。32年から公表制度が実際スタートになるわけでございますので、そういったところまでに何とか是正指導はやっていきたいとは考えておりますけれども、なかなか現状では、違反対象物をちゃんと法令に遵守した形での整備というものがなされていないのが現状かと認識しております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、8号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第9号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

○13番（丸山千代子君） 今回、国民健康保険税の減免を新たにまた設けていくというものでございますが、この減免内容と対象世帯数、そして影響額についてお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今回、国民健康保険税の条例の一部改正において提案をさせていただいているものにつきましては、まず第1点目に就学援助受給世帯に対します減免制度を新たに設けるというものでございます。これにつきましては、就学援助世帯に係る国保税の均等割、平等割の額を10分の2を減免するというものでございます。このものにつきましては、現在就学援助を受けてみえる世帯と人員というものにつきましては、児童生徒数で237名、160世帯というふうに伺っております。そのうち国保加入世帯が50世帯あるということでございます。その中で各種法定減免ですとか、その他条例減免を受けてみえる方々を逐次除いていきますと、2世帯が減免を受けられていなかったということがありますので、今回この世帯の方々に対しまして、2世帯で7万6,100円というものが今年度の実績においては試算されるというものでございます。

そして、もう1点が児童扶養手当受給世帯減免というものをお願いしているものでございまして、これにつきましても児童扶養手当受給世帯に係る国保税の均等割、平等割

の額の合計の10分の2を減免するというものでございまして、これにつきましては、児童扶養手当受給者世帯数が74世帯、384人というふうに伺っております、そのうち国保加入世帯が74世帯、115名であるということでございます。そして、その中の内訳の中で法定減免ですとか、その他条例減免を受けてみえる方を除きますと1世帯が残るということでございまして、この1世帯におきます減免額としましては、今年度実績では3万4,460円というふうに試算をしているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 就学援助の世帯それから児童扶養手当の支給を受けている世帯、この世帯におきまして均等割、平等割の10分の2減免ということでありますが、いわゆる国保には法定減免というのがありまして、7割、5割、2割というふうになっているわけですが、この2割に相当する世帯というのは、2割におきましてはこれは申請減免というふうになっているわけですけれども、そういう周知がなされなかったのかということでございますけれども、その点についてはどうなのかということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 法定減免におきましては、基本的には該当者の方々につきまして周知のほうはこちらのほうからさせていただきまして、ですので基本的には法定減免はこちらからの周知といいますか、適用をさせていただくということで手続のほうはさせていただくものであるというふうに考えておりまして、条例減免におきますものについても基本的にはこちらから周知のほうはさせていただくのですが、適用に当たりましては御本人からの申請をいただく形でこれは適用させていただくものであるというふうに、事務のほうはとり行わさせていただいているというふうに思っているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、法定減免から漏れた世帯が2世帯とそれから1世帯、いわゆる合計3世帯あるということですので、この世帯については、今度は自動的にやっていくということですか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） この条例減免に関しましては、これまでも障害者医療ですとか、母子医療ですとか、生活保護ですとか、いろいろこのほかにも運用はさせていただいているものがございます。今回は、この条例減免の中に新たに就学援助と児童扶養手当受給という項目を新たに表の中に加えていくということでございますので、表の上での適用は基本的にはこちらからお知らせはさせていただくわけではありますけれども、適用に関しましては申請をいただいた上で適用させていただくものであるということですので、そちらのほうに準じるという形になるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、就学援助を受けている国保世帯、それから児童扶養手当の支給を受けている国保世帯、この国保世帯につきましては、法定減免に該当しないけれども、いわゆるそれに該当するすれすれの値で何とか減免できないかという、

こういう条例減免を規定をしていくという内容で理解してよろしいか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） そうですね。これまでの中におきましては、確かにこういった母子医療ですとか障害者医療、こういったものが大きな条例減免の中では、それから低所得者ですね。いろいろ項目はあるわけなんですけれども、いわゆるそういったものにおきましては一律世帯で、例えば300万円という所得制限がかかるもので足切りをさせていただくようなものであるんですけれども、例えば児童扶養手当や何かにおきまして言えば、やはりそれには受給資格はあるんですけれども、例えば児童扶養手当は受給できるんですけれども、例えば300万という国保上の制限がひっかかってしまって国保の減免が受けられなかったというような方に対してこれを適用していきたいというふうな考え方で、今まで制度のどちらかというとき間でちょっと受けられなかった方々に対してそこを対象としていきたいという、そういうことでこの条例としては考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 教育部長が寂しそうな顔をしているものだから、ちょっと出番をつくっていききたいなど、こんなふうに思うわけですが。そうした中で、そもそも就学援助、この制度はどのような制度なんですか。それによって立つ法律はどのような内容か。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 御指名ですので、私のほうから答弁させていただきますが、就学援助制度というものは、学校教育法第19条で、経済的な理由によって就学が困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないという規定に基づきまして、就学に関して援助をするという制度でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） もう少し大もとでいけば、憲法はどうなっておりますか。今、就学援助とかその法があるけれども、もともとは憲法の規定に基づいて関連法令がつくられてきたというふうに私は思うわけですが、就学援助という点からいきますと、憲法上の規定は何なのか、お答えがいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 憲法上と言われれば、義務教育はこれを無償とするということであるかと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） お説のとおりだというふうに私は思います。そういう点からいって、もともと義務教育は無償のはずなんです。それが就学援助だということであてがいぶちでいい政治を行っているというような形で、時の政府が憲法の規定と精神を曖昧にして出てきたのが就学援助制度だというふうに思うわけですよ。そういう点からいけば、じゃあ、就学援助という点からいけば、その基準というのは限りなく憲法の規定に基づいた無償

の方向性を持たなきゃ私はならんと思うんです。そういう点からいくと、この就学援助、国保税という形ですが、その国保税の減免が就学援助だよということで行きますとやぶの中に入っちゃうのでね、話がちやごちやになる。国保税という形の中における就学援助というのは、憲法の規定に基づいた義務教育はこれを無償とする、この精神がきちんと生きていけば、就学援助の中でレベル、いわゆるこのレベルを、この収入をという基準を設けるといふ点からいったら私はおかしいと思う。担当部長として、就学援助だよという形で国保税の減免の対象という点について矛盾は感じておりませんか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（薮田芳秀君） 今回、条例減免の中にいわゆる就学援助を受給している方についてを加えていくという規定であるということではございます。これは、確かに就学援助の規定の中においても、国民健康保険税が減免または徴収を猶予された場合ということにも該当しているものがあるということで、それによって確かに就学援助が受けられるということになってきております。ただ、これを制度側で言ういわゆる反対側から見たときの国保において、就学援助を逆に受けている方で減免になってなかったというような場合が実際の事例について探っていくところ該当するような方があるということが見込まれるということでありまして、これを国保の制度側でこちらの就学援助のほうを対象のほうにさせていただくということで、これを整理させていただいているものだというふうに思っているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） いわゆる申請減免と条例減免だよという形の中で、申請減免というのは、当事者が申請をしなければ制度が生かされないということですよ。そうしたことも含めていきますと、この減免の規定というのがそのハードルは極めて高いじゃないですか。条例に定めた減免はいいけれども、申請主義だよ、あんた申請しなきゃいかんよという上から目線で物を言うということじゃなくて、この申請減免に該当する対象者に私はきちんと通知をしてね、こういう制度があるから申請してくださいよと、そうすれば減免になりますよと。こういう点ではどのような対応をされておられるのか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（薮田芳秀君） 確かに申請主義ということではございますので、御本人から申請書をいただいて、それを受理いたしまして、内容を審査の上でこれは確かに減免させていただくという内容ではございますが、実際に条例減免の運用上においては、個々の減免要件に該当するかどうかということにつきましては、一面こちらでも確かに把握できる部分はございますので、基本的にはこちらからいわゆる減免に対します勧奨といえますか、通知のほうはさせていただいた上で、その上で御本人に出していただくということが前提ですけれども、減免のほうはさせていただく運用を考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） いろいろあなた方もね、言い方は悪いがくそ道を設けながら、要は制度は生かさなきゃならんわけですよ。そうすると、あれもこれもとって難しいハードルを設けて、ここまでおいで、ここまでおいでというのが、まあ、どこの自治体でも

同じようなやり方をしてるわけだ。その根本には何があるのか。あなた方の感覚の中には何があるのかという点からいくと、これは一つは、制度はあなた方が一番よく知っているわけですよ。その制度を知って、知らせて、住民の暮らしに役立つようなそういう取り組みをしなかったら、上から目線でおいでおいでと、申請しておいでよと。住民がそんな細かい制度まで知らんのは当たり前。熟知してるのはあなた方、職務だ。そういう点からいきますと、基本的には知って、知らせて、組織をして、住民の暮らしを守る。そういう視点、観点がなかったら、まさに救貧政策なんだ。救貧とは、貧しい者を救ってやるよ、これを救貧というんだよね。貧しい者を救ってやる、これが減免制度ですよ。それは、まさにお上の上から目線だというふうに思う。そういう点から含めていきますと、就学援助制度にしましても、児童扶養手当にしましても、そういうものの制度があるときちんと知らせること。そして、申請を待つ。申請がなかったら話をしてお宅が対象になりますよと。これは随分前には、幸田も一回やったわけだ。やったその結果、中にはこういう人もいるわけだ。何で私のところがお上の助けを借りなきゃならんのかと、私のところは一端の生活をしてると断られちゃって、ばかなことはないなど。親切があだになるとは言いませんけれども、そういう住民の方も見えることも事実だ。事実だけれども、基本的に住民はこの制度は何も知らない。国保にかかわるいろいろな制度がたくさんある。そういうものを対象者に知って、知らせて、組織をしながら、住民の暮らしを守る。町の制度、国の制度、県の制度を生かして使う。私は、そういうあなた方の姿勢がどうしても欲しい。言っていないとね、こういう議案が出てきたときに、条例でやりますよと、対応しますよという、それはしょうがないわけだ、法治国家なものだからな。国の法律なりが変わってきたら、それに対応する。市町村がきちんと条例等で定めていくのは、これはやむを得んだろうと。それはところてん行政であって、そういう法や条例ができたときに、じゃあ我が町は、じゃあ私の担当の住民はどうなのかと。やっぱり、そういうところに思いを馳せて、申請主義ですよと、申請に来ないやつはあかんですよということではなくて、誰がどこのボーダーラインに上がってるかというのはあなた方は全部わかっているわけだ。そうしたときに一軒一軒訪ねていってどうでしょうかと、制度は生かさなきゃ役に立ちませんよと。私はそういう対応が欲しい。どうされますか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（薮田芳秀君） 議員が申されますように、確かに制度は生かしていかなければならないというところは、そのとおりだというふうに思っております。現在、国保制度におきましても、本当に制度改革がちょうど今過渡期をわたりまして、そして、今後また減免制度も始めといたしまして、本当に制度が複雑化してきているというところでもございます。そういったものを整理していくために、議会の中でお認めいただいておりますシステム改修の費用も使って、個々の賦課にかかわります個々の方々のデータを整理することができてくるのかなというふうに思っているところでございます。ですので、こういった私どもが決めていく制度ではございますけれども、それを住民の方々に知らせていくと。そして、それに該当する方々には、ぜひとも国保における例えば減免が受けれる方々であるのであるならば、そういった知る機会をぜひこれは皆様に

本当に漏れなく確かに伝えていって、その上で減免していただく方にはしかるべき制度を受けていただくという、こういったことをしていくことがやはり国保に対しまして暮らしを守っていくこれは制度でございますので、それをしっかりと運用はしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第9号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時57分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第10号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、児童扶養手当等の支給回数が今までに年3回支給だったのが年6回になり、2カ月に1回支給をされるということに伴っての母子家庭医療費の支給等に関しましてその設定に合わせるという内容でございますけれども、また所得の判定の対象ですね。これがちょっと変わってきておまして、前々年と前年、これが3カ月の開きが出てくるわけですね、この改正後と改正前の内容を見えますと。この3カ月の開きが出てくる中で、対象から外れる事例があるかどうかもお伺いしたいというふうに思います。なお、今回児童扶養手当に関しましては、全額支給の要件も年130万から160万に引き上げられてきているわけでありまして、そうしたことで拡大もされてきておられますけれども、そうした関係からいたしますと、この対象者数はどれぐらいになるのか。それから、判定の対象期間の見直しで支給対象から外れる事例があるかどうか、この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今回条例改正を行わせていただく内容につきまして、まず実際に対象となってくる方々につきましては、現在受給が601名の266世帯の方々が受給のほうはされてきているということでございます。これらの方々も含めまして、現在は平成29年度の所得で判定させていただいておりますので、30年度の所得を基準にこの判定をいたしまして、次の年度の適用についてさせていただくということでございます。そして、具体的に3カ月の延伸ということに関しまして言うのであれば、個々の方々の所得が29年から30年度になりまして当然上がるということであれば、もしかしてこの基準を越えれば該当にならなくなってしまいうということがございます。そういった場合でありましても、適用が11月になるということでもありますので、その間は受けることができるということになるわけですが、逆に今度は今は該当しなくても30年度の所得で該当するという方がお見えになった場合、元来ですと8月から受給ができるということになるわけなんですけれども、その場合3カ月おくらせてしまうということにはなるということになります、その分はその適用年度が後ろにずれる

ということになりますので、実質的に適用の年数が減るとかそういったことではなくて、あくまで開始の時期がちょっとずれるということであるというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 年6回ということであるならば、平成31年の4月1日から施行ということですが、これはどのような月数で支給がされるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） この条例の改正につきましては、4月1日施行という形にはなってくるわけでありまして、その後、今年度の適用は実際には、7月末で今の中身は一応期限になっているということでございますので、8月において新たに適用になる方につきましては1年3カ月の受給者証を発行するというふうな形になりますし、逆に次年度から適用となる方は1年分、今年度で適用が終わる方は3カ月分という形での受給者証を出していくというような形の事務を、8月1日からの受給者証を新たに発行する際に行う事務ということをご想定しているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第10号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第11号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この65歳問題というのは、介護保険が優先されるために今まで障害者で受けていたサービスが受けられなくなるということで制限があったわけですが、今回この65歳問題を解決をするということで共生型サービスの創設ができたということから、障害者サービスをそのまま同じ事業所で介護保険適用ができるというものでありますけれども、この施設の対象事業者は幸田町に何カ所あるのかということと、それから現在障害者福祉サービスを利用されている対象者数、これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今回、提案させていただきます介護保険制度におきます共生型サービスですね。こちらの対象となるまず事業なんですけれども、ホームヘルプ、そしてデイサービス、ショートステイの3種類がこれは該当のサービスでありますけれども、現在町内のサービス提供体制におきましては、障害サービスの生活介護ですね。こちらが介護保険におきます通所介護、こちらの指定を受けることが可能としてできることになるということになります。そして現在、障害福祉サービスにおける生活介護の事業所は、町内には3カ所ということでございます。2月末でありますけれども、そのうち利用者数は58名ということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） これは大変大きな問題になっていたわけでありまして、障害者福祉サービスを受けていた方が、本来無料であった人たちが介護保険サービス、これが優

先されるために介護保険の対象となる。そうしますと、これが1割負担になってしまっ
て有料となる。これが大きな問題であったわけでありましてけれども、この共生型サー
ビスではこの問題というのは解決できるのか。それとも、この問題はどうなったか、それ
についてお尋ねしたいというふうに思います。また、生活介護のほうで3カ所、ホーム
ヘルプサービス、デイサービス、これで58人の方が障害者福祉サービスを受けておら
れて、そういう方々が今度は共生型サービスのほうに移行していくということなのかど
うなのかということですが、そうしますとこの1割問題、これはどうなるのか
ということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かにこういった今利用されている方々にとりましては、
使いなれた施設というものを介護保険優先の原則のもとにおいては、障害者が65歳に
なって介護保険被保険者となった際に障害福祉サービス事業所を利用しなくなっても利
用できなくなるということが問題視されてきたということでございます。制度改正によ
りまして、障害福祉サービスの指定を受ける事業所が介護保険の指定を受けやすくなる
ということではなってくるということでございますけれども、現在、事業所において共
生型サービスにおけます介護保険の指定を希望するというような今のところ考えのある
障害福祉サービス事業所は現在のところはないということではございます。ですので、
今のところすぐにこれは利用者が当面その問題に立たされているということではないと
いうふうに思っているところでございますけれども、より一層この制度をどういった意
味合いでこの制度が国において整備されてきたのかということの趣旨を事業所にも周知
を図っていきながら、この問題については考えていきたいというふうに考えているこ
ろでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、まだ障害者福祉サービスの事業所の中で、介護保
険の指定はまだ受けていないわけですので、まだ対象施設はないということですね。先
ほどは対象施設が生活介護のほうで3カ所あるというふうに言われましたけれども、例
えば障害者の方がこの共生型サービスで介護保険の指定を生活介護の3カ所が受けられ
れば、そのまま移行できるよということであって、まだ65歳になるそういう対象者も
いないから、まだ幸田町の中ではこれからの問題になるということなんでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） そうですね。現状において、今すぐこの制度が、これは平
成30年度の介護保険の制度改正において決定されてきたものでございます。これにつ
きまして、直ちに共生型サービスのほうに転換するという考え方が今すぐはないとい
うことではございました。

そして、先ほどちょっと生活介護の利用者数ということで58名ということで御報告
させていただきましたけれども、これは障害サービス全部を使ってみえる方が58名と
いうことで、済みません、該当する障害施設を利用されている方は27名でございま
したので、済みません、その該当の利用施設を使ってみえる方は27名ということござ
います。ですので、引き続きこの事業所につきましては、いわゆる障害福祉サービスか

ら介護保険へのサービス転換ができるこの制度の上での該当する施設であるということ
でございます。そして、利用定員がこの施設はいずれも20人ということになってきて
おりまして、こちらは実際のこの届け出などの指定を受ける際は県の指定対象になって
くるということにもなっていておきますので、そこら辺も踏まえまして、私どもとしま
しても、もし事業者あるいは利用者のことを考えた上でこの制度の指定をとることが必
要になってくるような場合におきましては、町といたしましても転換などへの周知、支
援などもこれは考えていくべきだというふうに今考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この対象施設を利用している方が27人ということですが、まだ
年齢が到達しないということで、この3つの施設がしばらくは介護保険指定を受けない
ということで対応されているのかがまず1点。そして、その27人が65歳に到達する
まであと何年あるのかということでございますが、その辺を把握しておられるか伺いた
いと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かに想定される利用者というものを考えていった場合、
基本的にこれはいわゆる通所介護の施設ということになってきておりますので、そこで
滞在するというような形の施設ではございません。ですので、まだいわゆるその方の親
がいて、介護をしながらこのサービスもというようなイメージの方々が多いのではない
かというふうに考えているところでございます。ですので、基本的にはまだ年齢的に6
5歳という年齢にまで、これは到達する年数の方々はまだ想定の中にはないというこ
とだというふうに思っております。ただ、具体的にちょっと済みません、こちらのほうで
あと何年後にこの者が本当に65歳に到達してしまうのかというところまでは、済みま
せん、把握のほうはしていない状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今は65歳問題で対象となる方はいないわけでございますけれど
も、いつ何時どういうふうに変ってくるかもわからないわけでありまして、そうした
事例におきまして、やはり障害者福祉サービスを受けていた方がそのまま介護保険優
先ではなくて、そのまま同じ施設に通所できる、そういうような仕組みづくり、これが
今回の条例改正でありますので、改正するならばやはりそうした体制を整えていく、そ
ういうふうに立っていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 議員が言われるとおり、今回のこの条例改正におきま
しては、上位法の改正に基づきましてこれは行っていくものでございます。介護保険制度が
全国一律で本当に同じようにこういった問題に対しまして運用を図られなければならない
というふうに考えているところでございますので、本町におきましても、このこと
について利用のある方がこういった65歳問題で不利益になってしまうようなことがない
ように、これはしっかりと状況を踏まえながら対応のほうはしていきたいという考えで
いるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第11号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第12号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第12号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第13号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私がなぜこういう質問をするのか。現布設工事監督者、水道技術管理者、その有資格者は誰か。幸田町は、一時期はそういう有資格者がいなくて、事業をずっと進めてきた。そのことによってどういう問題が起きるかといったら、結局業者の言うがままにわっとやっていると。そういう中で、もう退職してそんなにはならんな、そんなにはならん人がたまたまぽつとあるところで行き会いまして、おい、どうなっているんだと。幸田の町は、私がいたころに比べるとどうですかというもので、私がいたころに比べると、それは改善はされたと思っておりますと。だがしかしだ、資格がなくてもあなた方は書類を勝手につくってきたじゃんか。勝手に書類をさつとつくって、さも要件をクリアしているかのような体制があったわけだ。それは具体的に言えば、大浦町長の1期目。それがあって、あの人の性格を知っておられる方は極めて少ないけれども、議会が終わった後に職員に烈火のごとく怒ったわけだ。そういう教訓が生かされているだろうと思うけれども、現状はどういう有資格者が水道課の中にいるのか。水道課だよ。そうするとね、水道課だと言ったら、水道課にはおりませんが有資格を持った職員は水道課以外におりますので、要件は満たしておりますわとって、こうって知恵を出した答弁者もいたわけだ。現状はどうですか。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） まず、布設工事監督者につきましては、議員がおっしゃられるとおり役場内につきましては全部で3名いるわけですが、うち水道課の在籍職員は現在は2名となっております。次に、水道技術管理者につきましては、役場内では8名、うち水道課在籍の職員としましては3名現在おります。なお、今月1名一応講習が修了しますので、こちらのほうは1名増員される予定になっております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 少しはという言い方が適切かどうかは知りませんが、少しは改善をされたなど、今の状況を見るとね。しかし、こうしたときに判こをもらってこないとかかんよな。その有資格者の資格の名前を書いて、有資格者の名前を書いて判こをぼんと押さなあかん。課内の中に、水道課の中になくても、それはやっつけていけるのでいいやんかと、極めてざっぱな答弁があった。私はなぜそれを求めるのかと。水道課といえば、こういう事業を進める実践部隊ですよ。その実践するする部隊の中に有資格者が十分なくて、離れたところの部署にいる人間に、いいじゃないか、資格があるもんだ、名前と判こを貸してくれ、こういうことをやってきた経過がある。そうしたときに、じゃあ、今幸田町は水道事業にかかわって、水道課の有資格者の果たしている役割、それが十分

満たされているかどうか、答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 十分満たされているかということでございますが、現在、布設工事監督者につきましては2名いるわけでございますが、こちらのほうが57歳の職員と28歳の職員ということです。技術管理者のほうは今3名、今度4名になるわけですが、こちらのほうも43歳の職員、57、28、25ということで、できる限り今後におきましてもそういったものを考えながらやっていくということです。なお、職務内容といたしましては、水道事業につきましては、施設整備と施設管理という面になるかと思えます。工事部門につきましては布設工事監督者、管理部門につきましては水道技術管理者ということでございます。こちらのほうをとるに資格要件といたしましては、それぞれ実務経験が全て必要ということでございます。そういった意味からいきますと、例えば私がそういったのをとろうといたしますと、実務経験が10年要るということです。専門大学を出てきた場合は、それぞれそちらのほうに短縮されるということ。そういったものを見ますと、実務経験もかなり踏んできているのかなというふうには思っております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、たらずまいの幸田町の水道行政にかかわる技術職員、それは指定工事店、あるいは指定工事店以外でも町のほうの関係にも、今実際の指定は少ないけれども、町に登録してある業者というのは物すごくあるやんな。そういうところから幸田町の行政というのは脇が甘くはないかと。第1次、第2次の水道拡張工事というのが一つのピークを迎えて、今はもう基本的に、例えば桜坂ができたときに水道をさっとやる。六栗があったときにやる。そして、深溝の里のほうの関係でも、ここはさほど大きなあれじゃないにしても、そういう水道事業にかかわって十分な体制であるかどうか。足元を見られているんですよ。町内の指定工事店以外の工事店を幸田町が、言ってみれば募集をかけたとは言いませんけれども、公告して、さあいらっしゃい、全部いらっしゃいといって、これも大浦町長のころじゃなかったかな。出されてきた名前がずっとあって、資料を探せば出てくるはずですよ、議会にも提出をされたから。そういう経過もある中で、要は私が申し上げたいのは、要は幸田町の水道事業で命にかかわる水ですよ、その水が十分に清浄にして低廉と安定される。水道の3事業というふうに言いますよね。そういうものをきちんとあなた方が確保していけるのか、その点はどうでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 業者の言いなりにならないようにということで、うちのほうで資格を持った職員が経験を重ねて、そちらのほうに足元を見られないようにするということでございます。今現在水道課の職員は8名いるわけですが、通算しますと平均の実務経験といえますか、水道課での経験が現在4.6年ということになっております。こういったものも例えば漏水やなんかがありましても、漏水後の処理、洗管ですとかそういった処理も必要なわけですが、そういったものも、私も水道事業にかかわりましていろいろ聞くところだと、いろいろなかなか高度な技術が要るということも認識を最近してきております。そういったところで、そういった職員の技術向上というのは常日

ごろ研修等いろいろな技術、また現場で、現場監督ですとかそういった中で当然培っていくもののかなというふうに思っております。今十分かと言われるすと、十分というのは際限がないのかなと思いますので、今後とも業者に負けず技術のほうを磨いていきたいなというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この条文の中に水道環境、こういうのがあるわけですが、それは具体的にはどういう内容を指すのですか。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 水道環境につきましては、こちらのほうは布設工事監督者の資格要件の中に技術士の合格者、2次試験合格者というふうな町の条例になっております。そういったところで、2次試験の技術士法というのが別にございまして、技術士法の中の選択科目のことです。それが現在は水道環境と上水道及び工業用水道という科目があります。その科目が技術士法の試験の中で、選択科目の中で統合された。技術士法がそういうふうに改正されたものですから、それに合わせて今回町の条例を改正すると、そういったものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、今の職員体制の中で一定有資格者も3名、5名というわけですが、そういう有資格者が布設工事の監督をしていく。そうしたときに、水環境というもののかかわりの関係と、もう一つは、それをどういうふうに理解をしているのか、担当なり業者なりがね。そこら辺はどうなんだ。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 技術士法のほうの試験に受かりますと、例えば実務経験は1年あれば布設工事監督者になれますよと。例えば土木工学系、こちらのほうの大学を卒業した、4大を出た者は3年、あと短大を出た者は5年の実務があれば布設工事監督者になれますよという中で、技術士法に合格していた者につきましては、こちらは国家資格ですので1年の実務経験でいいよということになります。その中で具体的な職務としましては、この科目が統合はされましたけれども、この職務といたしましては総合的な上水道計画の立案ですとか、管路や浄水場などの水道施設の設計、維持管理、水質の管理、資産管理など水道事業の運営に必要な幅広い分野が職務、そういった職務の勉強という意味でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、資格を持つ技術者、いろいろな資格を持った人たちが実際の工事をするわけか。工事をするか。要は、そういう資格を持った人間が業者を指導・監督をする。こういう私は視点、実務としてはあるだろうと。あなたが言われたように、布設工事の監督については実務経験だよという形の中で、その実務の実態とは何なのかというのがね。結局机の前に座って書類を見て、間違いがないな、判こも確かだなど。以前、ずっと前だけれども、ある部長だな、部長じゃない、課長だ。気に入らなくて判こを横にして押したと。議会でこんな押し方があるかといったら、手違い間違いでございましたと、勘違いでございましたといつてごまかして、後で聞いたらこんなものは押

せるかといって、それは内輪話です。そういう形の中で、要は水道は命にかかわる水を供給をする。そうしたときに、それらの人たちが実務経験を積んでおられるよといったときに、じゃあ、その実務の内容を簡単に、水道の三原則というのがありますよね、それは何でしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 水道三原則といえますか、実務ということですが、こちらのほうは布設工事監督者につきましては水道施設、常日ごろ漏水とか工事もやっているわけですが、水道施設の新設だとか増設または改造の工事ということで、送水管や排水管のそういった布設工事、改修工事が主なものでございます。増設もしくは改造のうち、1日最大給水量が水源の種別、取水地点または上水道の変更に係るそういった工事ですとか、沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備または配水池の新設・増設、そういったところになります。あと、技術管理者につきましては、水質の検査ですとか、施設検査、給水装置の検査、あと職員の健康診断、そういったものもあります。こちらは健康診断とあと検便等もやります。あと、水道施設の衛生上の管理、例えば施設に柵等を設けて管理していただくとか。あと、給水の緊急停止。そういったものですね。そういったものも常日ごろ行っていくというところが実務かと思えます。そういうことでお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 聞き手の粗相は言い手の粗相だなというふうに受けとめておきますが、私はそういうことを聞いたわけじゃないんです。要は、実務を積んだ技術者、施工者が職員におりますよと。その職員の管理監督のもとで、水道事業者によって工事は進められますよと。じゃあ、そうしたときにいろいろな工事をやられる、やった結果としていろいろな問題があるけれども、水道事業ですよ、水道事業の三原則というのがあるんですよ。三原則というのはどうなのかと。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 三原則、低廉な水質も良好な水を安定的に供給すると、そういうところかなというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 1つ抜けたな。三原則、清浄にして、安全、低廉だ。きれいな水を安定的に供給して、安い料金でやりなさいよと。それが住民の命にかかわる、水道にかかわる事業の基本姿勢だよということだというふうに思います。こんなところで講釈たれてるつもりはないです。要は、そうしたときに水道環境だと。あなたは、実務経験を積んできたよと。そういうものだと言うなら、先ほど申し上げたとおりな水道の三原則というものは心得ておられるでしょうかということの質問であります。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 水道事業の大原則ということで、議員のほうから言っていたわけですが、こちらのほうはやはり委員のおっしゃられるとおり、事業の大原則といたしまして安全な水を安定的に、きれいな水ということですが、低廉ということでやっていくということで、そのことにつきましては常日ごろ課長以下

チェックいたしまして、水質検査そういったものも十分にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第13号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第14号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

○13番（丸山千代子君） 占用料の見直しであります。県条例と合わせるよということがあります。県条例はいつにこの引き上げをはかったのかということですが、それをお聞きしたいということですが、

それと、この占用料の引き上げ率についてお伺いをいたします。それぞれ価格が設定をされ、それに伴って引き上げられているわけですが、この引き上げ率についてお尋ねしたいということと、引き上げによる影響額についてまたお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 愛知県の道路占用料条例は、平成30年12月21日公布、平成31年4月1日施行であります。

占用料の引き上げ率でございますが、増減比としては0%から28.6%の増であり、金額としては0円から400円の増となるものです。例えば最も事例の多い認定町道以外の道路に電柱を設置する場合は、4条または5条の電線を支持する2種電柱で、従来1本年間1,200円であったものが1,500円となりますので、年間300円の負担増です。また、電柱のうち3条以下の電線を支持する1種電話柱では、690円から890円となり年間200円の負担増です。数少ない例として、工場の出入り口が水路をまたぐ形となったため施設その他のものとして処理したものがあり、その場合は1,400円が1,800円と年間400円、今回の改正で最も負担増となる案件です。平成31年7月1日改正に伴う影響額を、平成30年7月以降における占用申請実績に基づいて試算したところ、改正前が13万3,000円に対し改正後15万9,000円となり、2万6,000円、約19%の増という影響額と見込んでおります。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今言われたのは道路占用条例じゃなかったですかね。14号は法定外公共用物の占用料の見直しになっておりますけれども、これについてお尋ねしているわけですが、よかったですか。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 14号議案の幸田町法定外公共用物の管理に関する条例が範疇としておりますのは、法定外公共用物であります。つまり、道路であっても道路法の適用を受けない道路を指しております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、今回これについての占用料の引き上げ率は幾らかということですが、0から28.6%、これで間違いはないかということですが、これによって実際影響額は15万9,000円にアップになり2万

6,000円の増になるよということでございますけれども、全体的に見て幸田町の法定外公共用物の管理するものについていざどれぐらいあるのかということでございます。ですから、引き上げと同時に影響額全体にかかわる部分についてお尋ねしたいと思いますが、どうなっておりますでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 全体の影響額は、先ほど申しましたとおり、改正前が13万3,000円に対し改正後15万9,000円という試算となっております。参考としてどれぐらいあるのかということでございますが、電柱中部電力で申しますと、法定外の道路に74本、法定外の水路が55本、NTT柱で申しますと、法定外の水路に31本、このような状況となっております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第14号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩といたします。午後は、1時より会議を開きます。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第15号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 道路占用料の見直しでございますが、県の見直しに基づいて見直すということでございます。それで、県の道路占用料につきましては、それぞれ地域によって差があるわけですが、幸田町の場合はどのぐらいになるのかお尋ねしたいということと、この道路占用料の引き上げ率でございますが、それぞれ25%から31.25%とか、それぞれ引き上げ率がばらばらになってきておりますが、これは一律に引き上げということではなくて平均に直すとどれぐらいになるのかお尋ねしたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 占用料の算定に当たりまして、全国一律では不均衡があるということで地域区分が分けられております。幸田町の場合は3級であります。これに基づきまして表ができ上がっております。平均の引き上げ率でございますが、増減率が0から33.3%の増でありまして、平均の引き上げ率としては27%となっております。なお、参考までに、第3種の電柱が最大で1,600円から2,100円、500円の増となります。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町の場合は、3級の地域になるということでございますけれども、隣の岡崎市はどうなっているのかということでございます。3級地に当たるのは県下の中でどれぐらいの数になるのか、わかっている範囲内でお答えいただきたい

いということでございます。それは町村が該当するのでしょうか。それとも、どういう違いで該当して、こういう区別がつけられるのかお尋ねしたいと思います。

次に、引き上げによる影響額、増額についてお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 占用料の額は、基本的な考え方として、道路価格掛ける使用料率掛ける占用面積により算出をされております。これは不動産の賃料算定における積算法を参考としております。ただ、それでは実は事務が煩雑になりますので、定額物件として電柱等につきましては1本幾らみたいな形として決まっております。基礎となる道路価格の関係で先ほど申しましたように、地域区分がございます。国土交通大臣が定める各所在地に該当する市町村にて、例えば愛知県名古屋市は第1級地、岡崎市や蒲郡市は第2級地、幸田町や西尾市は第3級地、新城市などが第4級地となっております。所在地区分は地価水準の地域差を占用料に反映させるために、実際事務の便宜上定めたもので、第1級地から第5級地までがございます。引き上げ額の設定と影響額でございますが、平成31年7月1日改正に伴う影響額を平成30年7月以降における占用申請実績に基づいて試算したところ、改正前が8万3,000円に対し、改正後10万4,000円となり、2万1,000円約26%の増と見込んでおります。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 一番目の関係につきましては、資料を提出をいただきました。要は、幸田でも一番始めにつくられたのは農協のエーコープですよね。エーコープの北側かな、北側が始めてこうした形の中で、いわゆる電柱の地中化ですわ。幸田の駅前、駅前銀座、これは地中化を進めて、なぜ地中化かと。いろいろな要件があります。一つは環境美化、それともう一つは、災害に対応する点からいくと、地上よりも地下埋設のほうがいい。地震等で電柱が倒れて家屋や人身に被害を及ぼすという点で、地中化を進めていくという点が一つは特徴があるわけだ。そうした点で、基本的には所有者である中電、NTTも一部入っているわけですが。そういうところから地中化についてどのような対応がされているのか。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 電柱の地中化につきましては、今議員が御指摘されたとおり環境美化、景観の面ともう一つは、緊急輸送道路と震災時に電柱が倒れて通行ができなくなる、こういったことを未然に防ぐため取り組まれております。ただ、電柱の地中化には多額の費用を要します。電気事業者等とはなるべく安価な方法で電柱類を地中化する方法等の協議を進めておりますが、基本的には事業者のほうが費用負担をし負担金を払って地中化をしていく、このような形となっております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 答弁にありますように、いわゆる地上柱にかかわる問題はたくさんあるということと、一つは、流れとしては地中化にしていくという点で、所有者がその意思があるかないかということに尽きるかというふうに思うわけです。そうした点で、

幸田町としてどうするのかという問題が一つはあります。そういうこともあわせて、今後、地上の中電柱は本来は設置者である中電が腰を上げて、地元の意向も踏まえて地中化を進めていくべきだろうと。だから、そういうことを声を上げなければ、中電に要求をしなければ、それはなかなか実現しない。あなた任せだよというわけにはいきませんが、そうした点は今後どうされるのかということとあわせて、この占用の関係からいきますと東邦ガスもそうですよね。東邦ガスについては、ここの幸田町もガス供給地にはなってる、ガス管は入っていると。基本的に幸田町になぜ都市ガスが引かれたのか。言い方でいけば、当時は4万人にも満たない幸田町でなぜ都市ガスが引かれたのかと。それは、芦谷のデンソー幸田が引くということで、引いていくならついでに枝も出していこうと。道々の仕事でお駄賃仕事でやったところは都市ガスの供給地。ちょっと離れたところは、そこからずっと引かなあかん、原因者負担だ。設置者になって原因者負担だよという形で、幸田町については、都市ガスの普及というのはそういう歪な形であったということとあわせて、ここも占用をとっているはずなんですよ。そうしたときに、ガス管に比べて中電柱のほうが安いよな。そこら辺はバランスという点でどういうふうにお考えですか。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） まず、電柱の地中化であります。電柱の地中化には何分多額の費用を要しますので、やはり路線を定めて、道路管理者または町の計画の方針としてこの路線を電柱の地中化をしよう、そのような明確な意思を持って中電と協議をしていく、これが肝要であると考えております。そういった路線では、中電の協力も得ながら事業効果が発揮できるよう調整に努めてまいりたいと思います。

2番目のガス管に比べて電柱のほうが占用料が安いのではないかとということですが、これは占用料金そのものは実は幸田町独自の基準ではありませんので、国の考え方によるのですが、国の占用料をめぐる協議の中で読み取れますのは、やはり公益事業、全国一律のサービスを求める電気事業、この特異性に鑑みそういった配慮がされているものと考えます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、中電柱にしましても、ガスの埋設化にしましても、中電の言ってみればもうけの手段ですよ。もうけの手段に公共物が占用される。それについてみんなばらばらじゃないはずなんだ。そういうことと同時にもう一つは、それは政府が定めた基準を越えてはならない、こういうことじゃないですよ。自治体によって占用料は違うと、そうした点は実態としてどういうふうを考えているのか。それをどうするかは別にしてね、それぞれの自治体によって占用料の料金規定は違っております。どうしますか、どうお考えですか。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 現在、本町の占用料額は、国の基準横並びで決めております。それは事務的な合理化を図るため、国が整理した占用料算定基準に頼っているからです。本来、占用料は物件を設けようとする道路の近傍類似の土地の地価に使用料率を乗じて個別に計算するのが基本とされているところを、国のほうでは、国が定めた所在地区分

と電柱等については定額物件としますよというような整理により、各自治体の取り組みを容易にするとともに、占用物件の圧倒的多数を占める電気事業者によって代表される公益事業者の全国一律サービス提供の社会的使命に 대응しております。本町といたしましても、この仕組みの中で占用料等の対応をしていくのが合理的と考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 全国一律だと言われながら、電気料金は全部9電力ね、北海道電力、東北電力、中国電力、北陸電力、中部電力、沖縄を除けば8あるのかな。全部違うでしょ、料金はみんな違うんですよ。料金が違うというのは、経営の理論によってその料金が決められてきているよといったときに、じゃあ、その経営の理論によって全国でもばらばらだと。ばらばらなので、中電管内の幸田町の中電柱の占用料だ。これは言ってみれば自主財源だ。金額の多少の問題じゃなくて、自主財源にかかわって幸田町がどうするのか。以前、幸田に中電の超高圧、幸田碧南線という高圧線が引かれたと。そうしたときに、中電はみんな縁切り保障でとって一回だけ縁切ってあとはいらへん。たった幸田町で1人だけ、そんな縁切り保障はどうもならんと、年次払いだという形でやって中電のほうも、それは地主の皆さんの意向でございましてということで実現をしている。なぜ年次払いにしたのかと。それは土地の評価は下がることはない、あるいは下がったとしても中電に、そんなものはおまえらの勝手だよと。俺の土地をどうのこうのと言うんだったら出ていきなさいよと。鉄塔背負って出ていきなさいよということで、基本的には土地は値上がるもの、下がりませんという形で年次払いが行われている。それと一緒になんですわ。結局占用料は、町民の共有財産たる町有地にもうけの手段として中電が中電柱を建てたと。ならば占用料を出しなさいよと。もらってることも事実だ。そうしたときに、一回だけやればあとは知らんと、どういうふうに地価が変動しようかね。そういうことになると、じゃあ、幸田町はどうするのかということですよ。ですから、これは見直すべきなんだ。見直しをせよというのは、占用料の値上げをしなさいよと、こういうことなんですけれども。結局中電に、お山の大将は俺1人だということなんですよね。お山の大将は中電1人だよというものに対して、ばか言うな、おまえは、中電がお山の大将1人じゃないと、我が幸田町もそのうちの1人だよということになるんだ。だから、そうしたことも含めて、町民共有の財産にかかわる権利の侵害ですよ。それをどうされるのかと。それは金銭でしかないです。そこら辺は見直すべきだと。三河の連れしょんべんだ。あっちがするなら、こっちはというんじゃないんだ。どうされる、値上げしますか。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 占用料金は、道路管理者が道路管理に要する費用を徴収している町の自主財源であるという性格は確かにございます。ただ、本町のみ国とは異なる占用料の基準を独自に構築し特別な徴収基準を定めることも非常に困難と考えます。国では、例えば経済産業省の道路占用の対価のあり方に関する専門部会、こういったところで電気事業者も含めて、道路占用料の適正な運用につきまして協議が進められております。幸田町としては、こういった議論の結果に基づいて、占用料の変更を値上げする場合がありますし、値下げした場合がありますが、この国の基準に準じて行っていくこ

とが妥当であると考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 寄らば大樹の陰と、ねえ。自主的な財産でありながら、どうするかというのは国の基準だよと、寄らば大樹の陰。そう言っているけれども、じゃあ、国の基準どおりに全国の9電力が全部それに右に倣えでやっているのか。やってませんよ。特に関西電力。まあ、がめついと言ったらいかんわな。関西電力は、まさにあそこは地権者と中電の力関係によって、地域によって値段が全部違う。国基準を下回るところはどこもないですよ。その上にどれだけ乗せていくかと。これは農民運動の中でつくられてきた基準があります。そういうものも大いに参考にし、必要ならばあなたに資料はお渡ししますが、私でも、いや、参考資料をいただきますなんて話はないじゃない。事務局のコピーであれば事務局でな。その成果が生かされなきゃ、資料としていただいております、ありがとさんじゃ、これは情けないんでね。引き上げると、その意思があるならその資料はお渡しをします。その前提は何で引いてあるのか。自分の財産が中電によって侵害されて、当初の所有目的外に使われているならしかるべき保障をしなさいよ、占用料を支払いなさいよと。その占用料が余りにも低いから、我が町としてそれを引き上げますよと。これもへ理屈は理屈だわな。そこら辺はどうされる。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 国の考える道路占用料の基準の中で本町も対応していくことが、実は本町のような限られた経営資源の中で行政を運営していく上では必要なことであるとされておりまして、現段階では、本町のみ特別の占用料基準を独自に構築する考えはございません。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第15号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第16号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、幸田町の下水道事業の特別会計から公営企業に移行することによって、同じく蒲郡市との事務委託についての規約の変更ということでもありますけれども、今回のこの議案につきましては、蒲郡と幸田町では地方公営企業法適用に当たって、幸田町の場合は一部適用、蒲郡市は全部適用ということで差ができることからの事務委託の変更なのかどうなのかということでございますが、その辺をお聞きしたいと思います。また、事務の変更によっての問題点というのがあるかないか、その点についても伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 地方公営企業法第20条、経理の方法では、地方公営企業においてはその経営成績を明らかにするため、全ての費用及び収益をその発生の事実に基づいて計上し、かつその発生した年度に正しく割り当てなければならないと定められており、これまでの年度内の概算払い、翌年度に精算する方法では、企業会計の経理の方法としてなじまず、変更する必要があるため規約の変更となります。地方公営企業

法について、蒲郡市は全部適用で、本町は一部適用です。地方公営企業法の適用範囲は違いますが、財務規定は本町の一部適用の範囲に該当しますので、適用という点では同じであり、その差が規約の変更に影響をするものではありません。なお、事務の変更に
より本町が負担する経費の支払方法が年度内の概算払い、翌年度に精算する方法から年度終了後に確定払いをする方法に変更となりますが、これまでも蒲郡市からの請求書に基づき支払いを行っており、行程については今後も変更はありません。また、変更後の3条第2項で、蒲郡市からの経費の額の算出についても幸田町長の意見を聞かなければならないとしており、経費の見積もりに関する書類を確認することで、事務の変更による問題点はないものと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうでしたら、例えばこの年度終了後、要するに会計年度は3月31日ですけれども、現金の出し入れは4月30日ですかね。5月31日までに決済をとるといふ、そういうような形の中で、今回は年度内終了後というふうになっておりますが、この年度内終了後というのはどれぐらいになるのか。今までは概算払いでよかったものが、企業会計になると年度終了後に確定払いをしなければならないというのはなぜなのかということですが、その辺のところがいわゆる一般会計や特別会計と企業会計との会計処理が違うということからこのような差が出てくるのかということですが、その辺はいかがかと。また、事務の変更によるメリット、デメリットについて、幸田町への影響というものはどうなのかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 地方公営企業法の第20条、経理の方法に基づきまして、地方公営企業の経理の基本的な考え方、その発生した年度に正しく割り当てなければならない、この考え方にに基づきまして、蒲郡市と幸田町で南部幹線の関係の費用を精算するものでございます。

メリット、デメリットでございますが、事象の発生した当該年度で正しく割り当てる、このことを行うことによりその年度の精算の精度が上がってまいると考えております。従来ですと、概算払いと精算払いということがございましたので、やはり概算払いの段階で足りなくて精算払いで追加で払う、こういったことが常でございました。こういったことがこれからはなくなる、こういった意味では経営状況を正しく判断する上でのお互いのメリットになるものと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、精算払いをするときの年度というのでくりますと、いつまでに事務を進めなければならないというような、そういう期間があるかというふうに思いますが、その辺は例えば幸田町内での会計がスムーズにいくのかということですが、その点についての十分な期間というのは設けられているのか、それについてお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 新しい規約の第3条第2項に前項の経費の額の算出について、

蒲郡市長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積もりに関する書類を幸田町長に送付するとともに、幸田町長の意見を聞かなければならない、このように定めておりますので、見積もりではありますが当該年度の委託事務に要する経費につきましては、当該年度の決算を考え、資料とともに幸田町のほうへ送付されてまいり、それを確認をし幸田町として精算払いを行う、このような事務の流れとなります。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第16号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第17号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第17号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第18号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第18号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第19号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 幸田町に未登記路線は山ほどあるということで、どこから手をつけたらいいのかとってわからなくなっちゃったもので、先代、先々代ですか、町長が未登記路線を一掃するというので、北から南下作戦という名前をつけてずっとやってきたが途中でどこかへ行っちゃったな。まだ残ってるじゃん。南下作戦で坂崎学区のほうは一定進んだはず。その次にいよいよ幸田学区といたら、まあ、それ以上言ったらあかん。何かいろいろ難しいことがあって、南下作戦なんていうことは言わん、未登記路線の解消なんてことも知らんということですが、現状はどうなっておりますか。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 未登記処理につきましては、平成18年度から事業を進めており、3,085筆の処理を行っているところであります。平成29年度末までに処理件数524件、2,151筆、全体の69.72%が完了しております。本年度は、2月末までで処理件数は15件25筆となっております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 特に未登記路線というのは利害が絡むのでね、非常に難しいことは事実です。しかし、この関係をきちんとやらないと、未登記であるがゆえに私人間ですよ。私個人と私個人の境界争い相続争いというのがずっと続いてくると。これは深溝かな。市場だな。市場で裁判沙汰になったよな。形原へいくほうの角の家だ、知らんか。まあ、いいわ。結局そこで裁判沙汰になったということがあって、いろいろやるけれども確かにこの未登記路線の処理というのは非常に難しいことは事実。難しいから放っておくんじゃなくて、つまり先ほど申し上げたように南下作戦という形で、坂崎学区からどんどんどん下げていって解決するというのが、議会でわあわあ言わんと事が進んでいかんというのは私は問題だと思う。幸田町行政の中の一つの弱点として未登記路線がある。未登記路線を議会で指摘をされて、南下作戦という名前でやりますよとって、

それじゃあ、やってくれやということだけであと声がかからなかったと。現状そのままだというのはね、問題をどんどんどんどん先送りしていく。どうする、これ。どう解決していくんだ。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 未登記路線をめぐる問題点としては、議員が御指摘のとおり、分筆や所有権移転がされていないため、例えば過剰に固定資産税を納めていたケースだとか、分筆は済んでいるけれども所有権移転が未処理のまま相続を経て、所有関係が複雑化してしまうケース。最終的には、状況が悪くなりますと所有者不明土地、このような形でいくことがございます。公道というのは公共の利益、不特定多数の人が恩恵を受けべき道路です。その観点から見れば、たとえその道路内に民地があったとしても通行の妨げをできるものではありませんが、その権利を主張された場合トラブルに発展するおそれがあります。本来すべき登記処理を怠ったというのが現状であると理解しておりますので、この未登記路線の解消につきましては、順次取り組んでいくべき課題であると認識しております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 順次はよろしいんだ。だから、順次というのはいつまでかかるのかと。きょうやとるからいいじゃないかと、明日もやるつもりだぞと。そんなの何千件とあるじゃないの。こうしたときに、いろいろな矛盾点があるじゃんね。いわゆる工事で、公共が工事をやって道路を拡張する。拡張するときにそれが未登記であった場合どう処理していくかといったら、全部公費でするでしょ。民間の人が隣とのいさかきがあったりなんかして、官民境界確定するときにはどうする。あなた方はどうやって対応をしている、官民境界の関係。私人間関係と、官民界ということでおかしな境界だな。その関係の処理。片一方では官民界の関係だったらどうするのかと。これはもう何回もやってきたぞ。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 御指摘のとおり、道路築造と道路改良での場合、分筆、用地が必要であれば公費で分筆をしております。これに対し官民界の場合は、申請主義に基づきまして、申請者の費用で境界確定をしていただいております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） もうそれはクリアしなさいよと、それは言ってきたでしょ。喉もと過ぎれば熱さを忘れて、前期はカリカリカリカリやってきたけれども、ちょっと私もおとなしくなったものですから、物を言わなくなってきたということと、昔は道路認定の関係は事案が発生するたびごとにその議会議会で全部やってきたんだ。それを事務の合理化だ統一だといって、今は案件があっても3月議会でしかやらないよと。それまでは毎議会ごとにこの必要があれば町道の路線認定の関係から言ったらあったと、そういうことの事務の合理化がマイナス要因をつくり出してきているというふうに思うわけですよ。

あなた方も、そういうことを前からやってないので、そんなもん私は暇なときに鼻くそほじりながら考えておくわと、こういうことでしょう。いう問題があると。

だから、先ほど申し上げたように、この道路の認定の関係で行けば、基本的に遅々として事は進んでいないと。その中で、関係する地区や住民間の争いごとはずっと続いていくわけなので、その要因をつくってるのはあなたたちだぞ。行政側だぞ。それをへ理屈、は理屈つけて事を進めていないという点から行くと、前の町長も今の町長も先々代の町長も日暮れ腹減り。親方日の丸の仕事をやってるじゃないの。何ですっとやらないの。

町民の財産と幸田町の財産をきちっとするという点から行けば、腰を据えてやらなきゃあかんと思うんです。そこらへんはどうされる。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 個人財産と町有財産、この境界を確定していくその根源は確かに行政にその責任の多くがあると感じています。

ただ、境界を確定したいという個人の発意に基づく官民界の申請、この面もご置きます。家を建てる、いろいろな状況で今この時点で官民界を確定せねばならない。そういった個人の事情もご置きますので、やはり現在、申請主義で行っております官民界、この仕組みはある意味、合理性があるのかなあとは感じております。

ただ、それに座してあぐらをかいて、いつまでたっても未登記路線も解消しない、町有財産の境界も一向にはっきりしてこない。これは決して褒められることではございません。

特に、未登記路線につきましてはなかなか難しいものがたくさん残っています。ことしも私が直接、交渉に当たった案件も2件ほどあるわけですが、やはりなかなか難しいです。そういったものが残っておりますので、粘り強く順番に当たっていく、この継続が大切だと考えております。なかなか数字として胸を張れる数字になってまいりませんが、この思いで努めてまいりたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 民民である場合はお互いの問題だよと。

しかし、官民といったときに、官が入ると。官が入ったときに、人の顔を見て仕事をやる、そういう事例で問題がこじれにこじれたところもあるんだよな。あいつのところへ行くとうるさいもんなあと。あそこへ行けばすぐ、黙って判こを押してにこにことして「ありがとね」と言ってくれると。一言、言えば10言くらい返ってくるから、あそこは足が遠いなあと。敷居が高いなあと。こういう形で放置されてるのは実際あるわけじゃん。そうしたものを遅々として進みません、あそこは難しい問題がありますよというだけの問題だったら、この未登記路線の問題は解決しないということ。

もう一つは、今年の3月議会で道路認定の関係で、あんた方、全部、うそを言ったなあ、議会で。平気でうそを言うなあ。おかしいなあって言って現場に行ったら、市場の議員さんとばたつと顔が合ってた、「へえ、現場に来たかえ」「はい、来たよ」ってな。現場を見に行ったら、道路認定がまだされてない、議会在やってないと。家は建つとるじゃないの。どういう確認申請したんだ、どういう建築確認したんだと。

というのは、その答弁の内容は後でまたお聞きをしますが、どういう対応をしたの。市場だ。その場所は。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 官民界が両者の合意に至らず不調となっている案件も確かに数多くございます。こういった案件につきましては町としては町の考えを、個人としては個人の思いもでございます。一旦、その場で不調となってもまた機会を改めて話し合いをし順次、必要に応じて境界を確定していく、このようにすべきだと考えております。

市場の路線認定の廃止の経過につきましては、恐らく町道深溝北山屋敷2号線、この事案だと思います。

本件につきましては、個人所有地の開発を計画するに当たり、当該土地所有者より、「私有地土地内に町道があり、処理願いたい」旨の申し出がありまして、町として現場状況の把握、過去の路線認定経過の調査、関係地元の調整等々を経た上で、周辺道路網の整備状況から当該路線は不必要であると判断し、路線認定の廃止に至ったものであります。

ただ、本件、経過として議会の承認を得る前に、現場のほうの道路が道路としての用をなさないという状況になっておりました。これにつきましては反省をしております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 物は言いようで角は立つと。いうことですが、事の事実は議会に道路認定廃止の関係が出る前に、町のほうが「いいよ」と、お墨つきを与えたから「ああ、ありがとうございます」と言って議会に提案された議案の前に家が建っちゃったじゃん。家が建っちゃったと。本来、道路の境界が確定をしなきゃならんのに、「ああ、いいよ」と言って判こを押したので建築確認に基づいて家が建っちゃったと。

それで、その問題を議会で取り上げたときには、あんた何て言ったの。「私どものほうの日にちの誤りでございまして」と。自分がかぶったのはいいよ。だけど議会に対する姿勢が、「こんなものは」と言ってばれちゃったらしょうがないと。ばれたらしょうがないけど、ばれなかったそのままずっと通っていつちゃうんです。そういう基本的な姿勢はあなただけじゃないです。ひな壇に座っている人、皆さんもお役所という看板を背負って、住民に対して難癖をつける、あらぬことも言っときながら、自分のほうは清廉潔白でございましてよと、私どもは公務員でございまして。こういう対応がいまだにずっと公務員根性が残っている。そうしたことが一つがこういう内容で表に出てきちゃうじゃん。といったときに、「誰が泣くのか」と言ったら、これは対応する住民ですよ。住民が泣くしかない。

町の財産が減ったとしても、あるいはふえたとしても、あなた方は痛くもかゆくもない。問題を丸くおさめりゃ、それで上できじゃないかと。こういう感覚の中で、この道路の認定の関係から含めていくなれば、私は何遍でも言うけど、少しは学んでその成果を生かしてくれということなんです。

今回のこの関係も認定する路線の図面で行きますと56ページ、これ現状、どうなっておりますか。立派な家がぼんぼんと建ってる。岡田病院の裏だ。岡田病院の裏に沿っていくと、突然、ぽつと開けて道路がふあああふあああふああとあって、四、五軒建ってる。

それから、図面番号2番、これは三ヶ根の駐在がありますよね。駐在からちよつと入ったところ。もうそこも随分前、家が建って整備されて、昔、あそこに喫茶店もあった

レクリーニング店もあった。その喫茶店に私も通いました。そのときにはこの道路を使っておったんです。いう点から行くと、あんたたち何なのかなあと。出たところ勝負の仕事をやっているのかと。

そうしたときに、こうした議案が出てきたと。その経過は、そんなものは知ってる者はおやへんで、ばれたらそのときだと。ばれてもともと。ばれなきゃ俺のもうけと。こういうのが今の町政の実態。それは今の問題じゃなくて、これがずっと引き継いできたものの一つの成果という形で、これからもそういうのが出てくる。それでいいのかと。そんなことをやっておっていいのかという問題提起であります。

だから、坂崎の問題、市場の問題。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 議員、御指摘のとおり現場のほうは家が建っております。これは道路認定と建築の関係で道路認定がされていなければ家が建たない、そういう仕組みではないからでございます。

ただ、道路法の目的に鑑みれば、市町村の道路管理を市町村と規定したのは、住民の社会生活に精通する市町村に、市町村道を維持・修繕する等、住民の社会生活の利便に資するよう有効かつ適切に管理をなすべき責務を課すことにより、住民福祉の増進を図る趣旨でございます。

ですから、市町村道の道路管理者たる市町村は、道路の区域の変更及び路線の変更、また廃止の際にも、それが住民の社会生活の利便を害することのないよう住民に配慮すべき責務を負っております。

この観点に基づき事務を行っておりますが、いかんせん町道路線の認定廃止につきましては、事務上の確認事項や効率化の観点、これも考えておりまして、今回も3月議会定例会での一括上程とさせていただいております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 結局ね、今あなた、経過をごまかしちゃった。

前は、事案が出るたびごとに認定議案、廃止の議案を全部、出してきた。それを合理化だとか何とか言って一括にしちゃったと。一括にしたということは、一面、この3月議会でやりますよと。3月議会を過ぎた4月から事案が出て、ほぼ1年もある。そうしたときにはね、どうやるのかと。そんなものは今の議会なんか、ほっちょらかしておけばいいよ。全部それやってきさないと。「いいですよ、いいですよ」と言って、幸田町の道路のこの認定廃止の関係から言ったら、政治はどんどんどんどん後退してる。

前は事例があったといえれば直近の議会で議会議決を諮ってきたものを、事務の合理化だといって3月に一括上程する、そのことによる弊害、問題はあるわけなんだ。なぜそれを見ようとししないのか。どう解決していくのか。現状はよしとするんじゃないで、現状にかかわる問題をどう解決していくのか。その手法や手段、どうされるの。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 路線の認定廃止には議会の議決が必要であります。これは道路の路線の変更または廃止が道路位置が少なからず移動することを前提とした行為、行政行為でありまして、住民の社会生活に大きな影響を及ぼすことが予想されることによ

るものであります。

例でありました通れていた道路が廃止されて家が建ってしまう。これなどは当然、議会の議決が先行するべき事案であったと、このように反省しております。

ただ、1つの事案ごとに状況は変わってまいります。根本にあるのは住民の社会生活の利便を害することのないよう、住民に配慮すべきこの1点であろうかと思っておりますので、この基準を持ちながら路線一つ一つの事案を検討し、上程の時期を取り扱ってまいりたい、このように考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、今のような1年まとめて3月議会にまとめてほんということじゃないよと。これをやれと言ったのは、前の町長ですよ。それまでは、事案が出るたびごとに直近の定例会で認定廃止をやってきたと。その結果がこんないろいろなところでいろいろな問題が出た。

ですから、それを戻す、直す、改めるのは事案が出るたびごとに処理をしていく、そのことが一面、住民にとってはありがたいですよ。あなた方にとってもうまくごまかしてごまかして、ごまかしてがらがらぼんで、どの道、幸田の議会なんかほったらかしておきゃあいいんだと、いうことだけになる。

それは改めると、いう私は理解をしましたが、それでよろしいですか。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 議会に対し事後承認という姿勢はございません。

一つ一つの案件ごとに処理すべき時期を検討し、議会上程に必要な調整協議が整えば、事務手続が効率的に実施できる範囲で、3月定例会での一括上程にこだわらず行ってまいります。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第19号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時04分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第25号議案の質疑を行います。8番、中根久治君の質問を許します。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） 25号議案、一般会計の中の通学路の交通安全対策事業費について、お伺いをします。

通学路交通安全対策としまして、路面のカラー舗装というのが効果的な方法とされておりますが、町内での実績と評価、またその課題について、最初にお伺いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） カラー舗装につきまして、平成29年度はカラー舗装を88.8平方メートル、箇所と申しましては野場横落線、これは菱池矢尻地内ではありますが、

ここで1カ所、それからもう一カ所、久保田のちびっこ広場の交差点、ここで行っております。

評価につきましては、優先道路のわかりにくい交差点が注意してその交差点に進入するようになったということで一定の評価を得られております。

ただ、課題としては、一般のラインに比べまして施工費が高いことと、それから、若干、傷みが早いものですから、この維持管理の費用がかさむ、これが問題点とされております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 深溝小学校の北門は、御存じのように門を一步出ますと急な下り坂になりまして、いきなり四方向から車が来る変則的な交差点にぶつかります。登下校の際は、地元と学校が出て見守りをしておりますが、何しろ最近の交通量がふえて注意喚起に気の抜けない交差点になっております。まだひと月にならないんですけれども、ことしの2月20日、水曜日、朝7時40分ころ、ワンボックスカーの車と自動車の交通事故がこの現場で起きております。小学校が集団登校してくる直前の事故であります。あと20分おくれておれば、もうこれは集団登校をする小学生の列にぶつかります。

そういう直前の事故が起きたんだと。いつ起きてもおかしくない事故が現実となってしまいました。

まず、この事故について、何か把握されておりますか、教育委員会や関係部署はどのような対応をされたかについて、お伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 答弁、願います。

教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 議員、ただいま御指摘の交通事故については、幸いにも児童に影響はなかったということで、その事故について特段の報告は受けておらないというのが現状です。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 学校の北門の正面で、北門のところでは事故があったと。それについて特段の報告を受けてないというのがちょっといぶかしい話だなと思いますが。

この道路は、信号待ちが必要がないものですから、抜け道として朝はとても利用者がふえております。登下校の交通量調査というのはこの交差点で行われたかどうかについて、まずお聞きします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 登下校時の交通量調査をした実績はございません。

行政の行う多くの交通量調査は、交通的な問題、渋滞しているとか事故が多くある場所につきまして、現状の交通量を把握しその問題を解決するために道路が整備され、整備後の交通量調査により効果を計測します。

そのため、大型貨物、小型貨物、バス、小型乗用、二輪車など車種ごとに計測し、道路の使われ方の把握をします。このように交通量調査については、道路ネットワーク全体の交通の流れの概況把握を目的としており、御指摘の箇所のような交差点の問題把握には地元や学校からの情報提供により対応しているのが実態です。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） はい。そうしますと、深溝小学校の北門、おりてすぐの道路、この部分における朝の交通量の調査もしてないと。まだひと月もたっていない、今でもあの看板が立っておりますよね、岡崎警察署の。立っておりますが、それについても情報収集してないと。

まるっきり安全なところみたいな感じがしますが、実際にはそういった事故が起きてるわけですから、それについて、まずどのように認識されたのかについて、再度、教育委員会のほうにお伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 事故の発生したという事実については、先ほどのとおり結果的に幸いにも児童に影響がなかったということで報告は上がってきてないということで、教育委員会としては把握してない状況です。

その後、事故があった現場ということでいまだに看板が出ておるということで御紹介をいただきましたが、それについてもこの間、深溝小学校へ行く、私どもが行くということがなかったもんですから、そういう現場もそういう状況にあるということ承知をしておりますでした。

議員、御指摘のとおり北門から下がってきたところというのは複雑な四差路ということで、現状は私も卒業生でありますので承知はしております。その点について、毎年度始めに、学校のほうから通学路等、危険箇所の報告はいただいておりますので、それを受けて土木課のほうでも積極的に交通安全プログラムという流れに乗って心配をしておっていただくということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） この交差点における車への注意喚起に赤色のアスファルト舗装をすると、これはとてもいいなあと、そういうふうに思うわけです。このことは、実はもう8年前から小学校サイドから要望が上がっていると、もう8年間ずっとその要望を上げてきておると。そのことがどこまで届いているのかなあとということで、いまだに実現しないですね。

このことについて、認識されていたかについてお伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 御指摘の校門北のカラー舗装については、平成28年度の交通安全プログラムから要望されております。

しかし、当該箇所については平成23年度にグリーンベルトの要望があり、実施済みであります。

議員、御指摘のとおり8年ほど前から学校より安全対策の要望が寄せられていまして、通学上の安全確保に留意すべき箇所であるとの認識でおります。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 先日の交通事故を見てびっくりしまして、この問題をここで取り上げさせていただいておるんですけども、8年も前からとにかくあそこのところを何とかしてくれというのは地元及び学校サイドの要望だったんですよ。それが何もされてこ

ないと。たまたま今、あそこ工事をやっておりますから、もう少し時間がかかるかと思いますが、できれば一日も早く安全対策として実施していただけるとありがたいと思うんですが、この予算内に予定されているかどうかについて、お伺いしたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 当該箇所を含む通学路の安全対策として、市場区からの要望を受けて町道北広畑天井坂1号線の歩道付7メートル道路への拡幅改良を計画しております。平成31年度は設計を進める予定です。

この計画の中で、校門北の交差点については、横断歩道の退避スペースを検討しています。

交通安全プログラムの要望の中に、北校門前のカラー舗装の要望がありますので、道路拡幅工事の検討の中で合わせて検討していきたいとも思うのですが、カラー舗装は優先道路のわかりにくい交差点へ施工することを基本としておりますので、当該箇所については横断歩道の歩行者があることを強調するなどの方法で考えています。事故を未然に防ぐことに意味がありますので、関係者の知恵を絞って安全対策に努めてまいります。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 8年前から危険であるということが指摘されていて、学校側からも地元からもその見守りについてはずっといつもやっております。しかも、まだ1カ月もならないところでそういった事故も起きておりますので、ぜひ、このことについては4月に入って新しい子どもが入ってくるわけですので、事故が起きたらもう何の言いわけもできませんから、ぜひ、早目にやっていただきたいと、私は思っております。

実はきのう、市場のほうは区民の集会がありまして、全員集会がありましたので、この問題については直接、要望をされました。ですから、私ももうきょう、この話はして、「いい返事をもらうまでしゃべり続けよ」と言われておりますので、まだ10分ありますが、ほかにやらにゃいかんこともあるんですが、そういう意味で市場の住民及び区民の人たちにとってもとても関心の高い問題ですが、相変わらず「検討」で終わりかよと、そういうことのないようにもう一度、答弁をいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 当該箇所につきましては、実は水道課が行っております重要給水施設排水管布設工事、この舗装復旧が本年度、終わる、このような計画になっております。そうしますと、カラー舗装する条件が一つ整うかなあとも思います。

このような状況を見ながら、事故が遭ってからでは遅いですので、関係者とともに知恵を絞りながら対応していきたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 道路の今の改良工事をやっていただいて、舗装するのが本年度の半ばと聞いておりますので、ぜひ、深溝小学校の子どもたちに新入学のプレゼントとしてあの部分の舗装があればいいなあと。ほかの出口2カ所は信号があったり赤色舗装がしてありますよね、小学校に関して言えば。あそこだけが何もない状態で車は走りっぱなしの状態ですのでね、ぜひ、新入学生へのプレゼントとしてやっていただきたいという

ことを改めてお願いをしておきますが、御返事をいただければこれも幸いかと思いますが、もう一個先のほうへ進めさせていただきます。

三ヶ根駅とその周辺の整備につきましては、今回は本当にしっかりした予算を組んでいただいたなあというふうに私は思っております。

深溝学区まちづくり研究会としても、平成24年10月にこの研究会を始めましてもう7年になります。地元の笹野議員と酒向議員と私と3人でスクラムを組んで始めました。地元も、今回の町の姿勢を高く評価をしておりますので、期待をしております。その事業の概要について、少しお聞かせいただければありがたいかなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 「当該箇所を本年度、カラー舗装を実施いたします」と、この場でお答えするわけには参りません。

地元行政区ともよく話をしながら、よりよい結果が残せるよう努力してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） それでは、三ヶ根のまちづくりの関連の予算の関係でございますけれども、一般質問でもお答えさせていただいてますけれども、若干、重なりながら補足説明もさせていただきたいと思ひます。

平成31年度の当初予算では、まちづくり関連調査事業の中で土地利用構想調査として、金額としては800万円を計上させていただいております。土地利用計画の見直し検討を行い、必要な場合にはその土地利用計画の変更、具体案をつくりたいということで、これは幸田町全体での取り組みとしてのまちづくり関連調査。

それとはまた別に、御質問の三ヶ根駅につきましては、エレベーターなどを設置することで駅のバリアフリーとその地域の方が東西を行き来しやすいようにする整備に合わせて、その三ヶ根駅周辺のまちづくりを深溝学区の皆様方とまちづくり研究会を始めとする皆様方と一緒に進めていきたいということでもあります。

また、平成31年度予算の中では、公共交通対策費としても800万円を計上しております。また、都市交通マスタープランの見直しをする予定をしております。

その中で、本町の鉄道駅のバリアフリーが何か唯一できてない三ヶ根駅とその自由通路の上下移動円滑化のためのエレベーター設置を重要な施策として位置づけたいということで、マスタープランの中で重要な位置づけにすることでJR協議とともに財源確保をしながら施策展開していきたいということでもあります。

特に、集中旅客システムによって駅務室のスペースがあくということもありまして、エレベーターを設置することによって何かリノベーションできるのではないかということから、そういったスペースを有効活用できる分を空きスペース、また、その駅だけでなく周辺の公共用地、既にあります公共用地やまたまたいろいろな部分で空きスペースを活用したりリノベーションを地域の方々と専門家の方々とともに検討する三ヶ根駅周辺のまちづくり関連調査を1,000万円を計上させていただいているということもございます。

なお、昨年10月19日に、この深溝学区まちづくり研究会のほうとは皆様方と今後の取り組みについて方向性を相談させていただきました。そういった中で、事例紹介、建築家によるローカル線無人駅の再生リノベーションとか、また魅力空間づくりとか、また愛知産業大学の学生によるワークショップの取り組みなどの紹介をさせていただきながら、具体的に年次計画は今後、示すことがなかなかできませんけども、三ヶ根駅周辺としてのロケーションを生かしたまちづくりを進めていきたいというふうに考えている状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 三ヶ根駅周辺について少し春が来たなあというふうな感じがしております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

小学校のことについても、万が一、また事故があれば、これはもう誰もどの言いわけもできないわけですから、その点だけはお含みいただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。うちの孫も卒業しますので。

続いて、交流事業の予算について、お伺ひします。

島原市友好交流事業交付金始め島原関連予算と災害時相互応援協定市町との交流について、お伺ひするわけです。

予算書及び説明書を見ますと、島原といふ活字がとても今回、多く登場します。どこを見ても島原と。島原藩主深溝松平家御所保存整備計画事業と、これはもう本光寺の事業でございますが、を始め、島原市友好交流事業、島原市友好交流事業交付金、派遣研修島原市役所というような名前が出ております。島原ブームだなあと思ってるんですが、全体で総額、島原に関係する予算はどのくらいになるのかと。そろばんではじけばわかるのですが、いろいろちょっとあちこち飛んでおりますのでよくわからなかったのかと、総額でどのくらいになるのかと。そのことをまずお聞きします。

それから、本光寺関連を除くとどうということかなということも教えていただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 新年度予算につきまして、中根議員の言われる島原関連の5事業でございます。今、申された5事業、総額で計算しますと1,300万円ということになります。その他ということになりますと、ちょっとこの部分ではわかりませんが、今、この予算の中で島原関連ではそういう形で設けさせていただいております。

この島原市と平成29年10月11日に姉妹提携を都市提携を結んでおりますが、これが両市町がお互いに持続的な友好交流が行われるよう努めることとして、家族のような関係になることを願って調印したものであるということは御承知のとおりでございます。

ただ、この取り組みについては平成27年8月に設立しました島原市と幸田町との友好交流推進委員会というのがございまして、その委員会を中心に幅広い分野におけるさらなる交流を推進していくという中で、さまざまな分野での団体交流を進めていくというような形でございます。

そういった中で、今回こういった団体交流も含めた取り組みを行っているということで、全体として1,300万円を予定しているということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） これは先日も町長、申されましたけども、幸田町は住田町とか平泉町とか箕輪町ですか、また立川市と、1市3町とも、さっき言いましたように災害時の相互応援協定を結んでおります。こことも多分、これからも交流を続けていかれると思うんですが、この3つの町及び立川市、1市3町との交流事業に係る予算というのは、先ほど、島原市単独で1,300万円だと、ではこの3つ合わせてどのくらいになるかということ、を、「予算書を見ればわかる」と言われましたけど、よく見ても全然わからなかったものですから、お聞きしたほうが早いと思ひまして、お聞きします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） まず、こちらのほうの取り組みの補足説明をさせていただきますが、こういった今の島原市との取り組みについては、やはり産業まつりとか各種イベント交流、文化歴史交流等を継続的に行うとともに、新年度はこういった団体交流を深めるというのが基本にあります。

特に、この島原市は、平成3年6月3日に雲仙普賢岳の噴火、大規模火砕流により甚大な被害に遭っていると。その際に消防団もなくなっているというようなことから、そういった消防団との交流、こういったものを直接、出向いて顔の見える交流を行うということで、そういった消防・防災分野の団体にもそういう友好交流を行っていききたいということでもあります。

今、御説明をいただいておりますけども、今、質問があります他の4町と行ってますいわゆる災害時相互応援協定の防災連携の部分の交流ではなく、あくまでもいわゆる友好交流のほうを中心に行いまして、もちろん今後、島原市との関係については、そういった防災連携というものも視野に入れている状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 相互災害応援協定のほうを結んでおる4市町の予算ということでございますが、平成31年度に関しましては特別な予算を組んでおるというものはございません。

この4市町とは平成24年度に災害時相互応援協定を締結いたしまして、これまでに例えば、立川市で行われました総合防災訓練、こちらのほうに職員を派遣したりだとか、それから、住田町長によります防災講和の開催をしていただくとか、それから、各市町とは毎年いろいろな交流というものを行ってございまして、また、議員の皆様におかれましては行政視察、こういったものを行っていただく、また、向こうからも議員の方たちが行政視察にこちらの幸田町に見えるというようなことで、防災連携のほうは進められておるということで、6年を超えたことでいろいろ繰り返してきておるということでございます。

この平成31年度に関しては、特別な予算は組んでおりませんが、31年度に関しましては旅費というものは多少は組んでありますので、必要に応じてはそういったことも行いますが、具体的には消防団を派遣するだとかそういったものは31年度では考えてはおりません。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 私が先日、お話をお聞きしたときには、たしか町長さんの口からこの4市町に対して交流をするということがどこか予算化されてるような言い回しをされたので、私はそれをメモしておいた事実がございますので。

今、お聞きをしたら、島原市は1,300万円ではほかの4市町、これ、災害に関してはゼロ円であると。そのことは私、気がつかない話でありまして。確かに予算書を細かく見ても出てこないものですから、これ、どこにあるんだと思って、探したので、やっぱり出てこないということがよくわかりました。

そういう理解でよろしいですか。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 先ほど、島原の関係で1,300万円というような予算ということで、予算額が大きいということもありまして、予算書等にも明記してあるというものでございます。

この4市町に関しましては、先ほども少し御説明いたしましたが、箕輪町の箕輪まつり、こちらのほうに夏、7月にまた行かしていただくとかいうようなことで、若干の予算、旅費の予算は取ってはございますが、予算書に載るほど大きな予算というものは取っていないということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） そこで、もう一個、お聞きしたいことは、災害時相互応援協定というものを結んでおると、箕輪町とか立川市とか。これの狙いは、災害になったときお互いに相手の消防力、こちらの消防力、そういうものをお互いに知ろうと。だから、知ってからこそ、こっちへ来れると。

または、幸田町の地形を知ってもらわないかん。幸田町というのはこんな地形をしてるんだよと。だからこういう車を持ってくるといいよと。岡崎にあるような何とかというようなあんな大きなものを持ってきてもあかんよとかいろいろあると思うんですよ。お互いが知り合うこと。

そのためには、僕は箕輪町とは立川市というのが、これが交流を今後、続けていくといいことなんだろうと。なぜ、今回は、消防団が派遣先として島原市なんだと。何でだろうと。立川市へ行ったほうがよっぽどお互いにいざというときの交流に役立つのではないかと思うんです。箕輪町に行ったほうが、いざというときによっぽど役に立つのではないかと。箕輪町に来てもらったほうが、幸田町のことをよく理解してくれるのではないかと。その選択肢ではなくてそういう予算はほとんど組まずに、全部、ことしは今回は島原市ファーストですよ。国県・島原市というふうにちゃんとこの予算概要の説明書には書いてありますね。もうはっきりしてますよね。国県・島原市と。そういう関係なんだと。ほかの災害時に関する4市町のことについては触れてないですよ。それほどやっぱり災害時相互応援協定というものの実質的な意味は、やはりそういった消防力をお互いが知り合うことに意味があると思うんですが、そこを島原市に行くといいよということも、これ、わかるわけですよ。雲仙のことで勉強するとかいいんです。

でも、幸田町にとって実質的な役割を持つのはどこだということ判断すると、そう

じゃないだろうと思うので、そのことをもう一度、お伺いしたいと思って聞いております。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 消防団を島原に派遣することについての議員の質問でございますけれども、確かに箕輪、平泉、住田、立川、平成24年に災害時相互応援協定を締結をさせていただいております。

その後、防災安全課を中心にだと思えますけれども、顔の見える関係として職員が行ったり来たりというようなことで情報交換をさせていただいていると、そういったことをやらせていただいておりますように記憶しております。

今回、消防団が島原へ行くというきっかけでございますけれども、先ほど、企画部長の答弁からございましたように平成29年10月11日に、幸田町としては初めての姉妹都市というものを締結したというところ、ここの特別な思い出があるかと思いません。そういったことで、町を挙げて島原との交流を深めていくというのが大前提としてあると思っております。

また、議員おっしゃったように島原市にあっては、平成3年に雲仙普賢岳の噴火大規模火砕流による甚大な被害に見舞われたところがございます。当然、殉職なされた消防団員もいらっしゃることは事実でございます。そういった多くの被災経験をもとに私どもの消防団としても、その被災体験を学ぶことによることは非常に重要なことであると、私は考えております。島原へ行くのにも、そういった意味でやはり価値があるというふうに理解しております。

また、町の施策である島原との交流を深めるという意味で、私どもとしては消防団員等、そういった方たちを島原へ派遣するというそういったことを決定させていただこうかと考えてるわけです。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 多分、そのような答弁をされるかなあと思ったんですけども、そうじゃなくて、やはり災害時相互応援協定を結んだ、それをもっと交流を兼ねて進化していく、そういうことで実際に役立つような協定の結び方、お互いの市町の交流の仕方、これ、目的がそこなんでしょう。立川市となぜ協定を結んだかと言えば、立川市の持っている消防力のノウハウと幸田町を合わせるためですよ。そういうことを第一にすべきではないのかと、私は思ってるので、そちらに予算を使わないで、みんなこっちかよと。そのことが町民が理解するかどうかが言えるかと思っておりますので、やっぱりそのことについても4市町ともちゃんとこれからもやっていくんだよということをちゃんと念に入れて予算を組んでいただきたいというふうに思っております。

時間がありませんので、最後、町長さん、お願いします。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 私も順次、1市3町の災害時相互応援協定を結ばさせていただいたということで、強化していきたいと思っております。

ただ今回、島原市へ4月1日から職員を今まで島原市から職員を派遣していただいた、今回、幸田町から派遣するということもあります。そして、今、言われましたように平

成29年10月11日に、本当に前の前任の大須賀町長さんの代から、なかなか理解がいただけない調整の中で、何とか姉妹都市提携にたどり着くことができたということで、やはり日ごろからの裾野みたいなものを広げていくという意味では、職員を派遣していただいた、4月1日から職員を派遣する、そして、事前にもうその相手の土地に行ってるわけだからアテンドする人がもう向こうに行ってるわけですね。そういった意味で、今回、消防団だとか民生委員が行くことによって、ピンポイントじゃなくてかなりいろいろな交流が深まるんじゃないかなということで、ちょっとそちらにファーストみたいな動きになってます。

ただ、今言われたように、住田町も平泉町さんも立川市さん、特に立川市さんは市であります。箕輪町さんは、今回、踊り等で参加しますが、もう少し今、言われたように島原が終わったら、次は本当であります災害の応援協定というところに行きつけるような形でもう少し人的な交流を深めて、相手側の消防力だとか防災力をちょっと見きわめる前段階で文化的な交流でどういう人脈がその市町に要るかということを確認した上で、おっしゃるとおり次はやっぱり災害時相互応援協定をしているところと防災的なしっかりした地勢をうまく知り合った上での交流の機会が本当に必要だと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君の質問は終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時40分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質問を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） まず、一般会計における10月からの消費税10%の引き上げによる影響について、お伺いをするものでございます。

8%そして10%と段階的に引き上げをしていくということで、この10%増税は延期が繰り返され、そして10月からということで国のほうでは進められているわけですが、この10%に引き上がったときに法人町民税、これを6%へと引き下げる、それから、この消費税10%増税へのこの引き上げによるその財源をもとに幼児教育・保育の無償化をしていくと、こういうような状況であるわけですが、その町財政への影響について、まず、お伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） この10月から消費税が10%に引き上げられるということで、

いろいろなところで影響は出てくるということでございますので、一つずつ説明のほう、させていただきたいと思えます。

まず、歳入の関係でございますが、地方消費税交付金、こちらにつきましては増税前、これは5%のところでございますが、消費税が5%のところ平成25年度は3億9,000万円でありましたが、これが8%への消費税率のアップということで影響額としましては3億2,000万円程度、増収というふうになっております。

この平成30年度では、7億5,000万円の決算を見込んでおまして、平成31年度の当初予算では消費税の増税もありますが、11月末日が休日ということもございまして、1カ月分、交付のほうが少なくなるということもあり、平成31年度は7億3,000万円で見込んでおります。

その後、10%にアップした後の平成32年度以降につきましては、5%のときと比較しまして2.2倍となります。平年ベースでは5億6,000万円程度の増収、約9億6,000万円くらいになるというふうに見込んでおります。

ただし、平成32年度につきましては、この平成31年度が11カ月分での交付ということになりますので、平成32年度のみは13カ月分の交付ということになりますので、10億4,000万円ということで、3億1,000万円ほどの増収になるというふうに見込んでおります。

それから、またこれ以外にももう一つ歳入増でございますが、法人事業税交付金、こちらのほうがございます。これは法人税割の減収分、こちらの補填といたしまして法人事業税の一部を県から市町村に交付されるというものでございます。

こちらにつきましては、この影響額が平成32年度からあらわれてくるということで、毎年1億円程度、交付されるというふうに見込んでおります。

それから今度は、減になるほうでございます。まず1つ減になるということにつきましては、まず、歳出でございます。歳出で当然、消費税が8%から10%ということでございますので、2%分、歳出のほうが増加してくるということでございます。

この平成31年度では、年度後半の増税ということもございまして、工事等については完了が10月以降のものについては全て10%というふうになることから、平成31年度は6,500万円の歳出増を見込んでおり、それから平成32年度以降、こちらは通年で影響してくるということでございまして、こちらについては1億円の毎年、歳出増というものを見込んでおります。

それから、法人町民税の関係でございます。

法人町民税の一部、国税化の影響額につきましては平成30年度における一部国税化の影響額、こちらのほうは今、9.7%となっておりますが、これが12.3から9.7ということで2.6%分、こちらのほうですが、法人税割、この予算現額のほうを平成30年度は9億1,000万円と見込んでおまして、回復基調であるということから、2億4,400万円の減収と見込んでおり、大きな影響が出ておるということでございます。

平成31年度におけます一部国税化の影響額につきましては、法人税割の税収のほうが増減いたしましたため、こちらのほうは1億2,500万円の減収の影響を見込みま

した。法人税割といたしましては5億500万円ということで12.3から9.7%の減少分の影響は1億2,500万円と見込んでおります。

今度、この9.7%から6%への改正、こちらのほうが平成31年10月以降の事業開始年度分からとなりますので、実際に平成31年度では、今回の改正の影響は出てまいりません。

平成32年度で半分程度の影響ということで、1億円程度の減収を見込み、平成33年度以降は全て6%となることから、2億円程度の減収と見込んでおまして、法人税割額は平成33年以降は3億円程度というふうに見込んでおります。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 10月からの消費税10%への引き上げによる影響でございますけれども、かなりあるわけでございます。ずらずらと数字を並べられたわけでございますが、この今言われたものが5%当時のときと8%当時、それから10月からの10%に移行する、その関連についてプラスマイナスを言われたわけでございますが、これをやはりちょっとまとめていただきながら、どう数字で、実態として見たほうがよりわかりやすいというふうに思いますので、これをまとめて資料として出していただきたいというふうに思うわけでありませう。

次に、この自主財源の確保というのは、これから避けて通れない問題であるわけでありませう。幸田町の場合ですと、現在、ふるさと寄附金が好調ということで、かなりその部分に財政が救われている部分というのがあるわけですが、しかしながら、これは一過性といいますかそう長く続かない税収であります。そういう関係から行きますと、やはり手がたくやっていく必要があるということで、法人町民税6%引き下げになることから、やはり私は企業へ応分の負担ということで、今現在、9.7%になるわけでございますが、これを制限税率までいっぱいにすると、今までの金額が確保できるということからも、やはりそうした点での財源確保をやるべきではなからうということでございます。

それについて、平年ベースで言えば、この企業への制限税率までの引き上げによってどれだけの自主財源を確保できるかということで、幾らになるかお尋ねします。

次に、幼児教育・保育の無償化、これが消費税10%になることに基づいてこれが実施をされるということでございます。新聞報道でしかわからないわけでありませうけれども、初年度は国がこの無償化の部分は全額負担をするよということでありませう。平成31年度の一般会計においては、10月から実施をされるわけでありませうが、保護者負担についてはさまざま言われております。

今、保育料につきましては、保育単価に給食費は含まれているわけですが、これが給食費が外される。外されると、これは今までになかった負担であります。幾ら無償化になったとしても、これでは今度は給食費の問題が出てくるわけでありませう。そうした影響というのについては、どのように試算をされているか。

また、初年度は国が全額負担とは言っておりますけれども、不交付団体については実際、どうなのかということでございます。さらに、平成32年度、翌年度からは民間保育園・幼稚園においては、これは国が手当をしますけれども、しかし、その公立園につ

いては、今度は自前で見なさいよと、こういうような国の態度でありますけれども、それが実際、幸田町にとってどういう影響があるのかというふうに思うわけであります。

今、保育の無償化、保育料の無料化というのは第二子、第三子、そういうので軽減もしてきているわけですが、そうした子どもたちを除いた以降についても、これは相当かかってくるわけですが、ですから、今現在、町の政策としてやっているこの保育料の無料化、これも国はこれを見してくれるのかと。この辺についてもどうなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） その影響額ということで、先ほど、幾つか言わせていただいたんですけども、実際、これ、差し引きということでプラスとマイナスいろいろありますので、差し引きさせていただきますと、平成31年度におきましては歳出のみ、出ていくほうのみに影響ということで6,500万円くらいのマイナスであろうと見ております。

平成32年度につきましては、法人町民税の減額が2年後くらいに本格的になってくるということもありまして、平成32年度は逆にトータルでは2億2,000万円くらいのプラスになるのではないかなというふうに見ております。

それ以降、平成33年度以降につきましては、ほぼプラスマイナスゼロに近い状況、若干、2,000万円とか3,000万円くらいのプラスはあるかなとは思いますが、現在の試算では。今の試算というのは全てこの平成31年度の当初予算をベースに全て計算しておりますが、このベースで試算しますと、ほぼプラスマイナスゼロという形かなあというふうには思っております。

それから、先ほど、言われました資料のほうは、それでも試算という形になりますけれども、出させていただきますのでよろしく願います。

それからもう一つ、超過課税の関係でございます。

今も少し御説明させていただきましたが、今回の消費税の直接的な影響というものに関しましてはほぼプラスマイナスゼロであろうというふうには今のところ見ておること。

それと、議員がおっしゃいましたとおり、やっぱりふるさと納税も現在、幸田町はまだ好調であるというような状況にありまして、この超過課税を行う場合は、総務省のほうから毎年、通知が出されておりますが、やっぱり超過課税が納税者に対して通常以上の負担を求めるものであるということを踏まえて、その納税者に対して十分に説明を行い理解を得るべきものであることということとなっておることと、現在、幸田町において特段の事情が発生しておるかといいますと、やはりふるさと納税も好調ということもありまして、特段の事情までは発生しないであろうというふうに現在、考えておりますので、現時点ではこの超過税率につきましては考えていないということです。将来的にまたそういった特段の事情があれば、また別であります、現時点では考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） それでは、10月以降、無償化ということが実施をされ

まず幼児教育の無償化につきましてでございます。

まず、影響額ということでございますけれども、無償化ということで歳入のほうに影響が出てくるわけでございます。10月から3月までの半年分、こちらを計算いたしますと、以上児につきましては完全に無償化ということになりますので、こちらにつきまして影響額につきましては半年分で約9,600万円ほどの減額ということでございます。

この平成31年度につきましては、子ども・子育て支援交付金という形で国から補填をされるということでございますのでよろしいわけでございますけれども、翌年からはこれがおよそでございますけれども、倍の金額が出る一方で入ってくるということがないという状況でございます。

それから次に、保育所におけます主食代、給食費でございますけれども、現在、主食代を400円といたしまして保育料と一緒に徴収をさせていただいておるわけでございますけれども、これが大体、半年間で約200万円という見込みになるわけでございます。国が基準としております主食代3,000円、それから副食代4,500円ということで積算をいたしますと、半年間で約3,700万円の収入となるわけでございますけれども、現在、町におきましては、この基準に準ずるのかどうかはまだ決定をいたしておりません。

それから、大きな問題となってくるのが保育料が無償化だよと。この主食代を徴収するのかどうかということも今後の検討課題という形になってございます。

それからもう一つ、保護者の負担という部分で申し上げますと、幼児教育ということで幼稚園ですとかこういったところにおきましては、大きくは通園に係る送迎費、それから、こちらは給食費ですとか、町と違いまして4,000円なりそれ以上の金額という形を徴収しておるものですから、こういったものが残ってくるという形でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幼児教育・保育の無償化につきましては、10月から実施をされるということで、その分については国のほうから子ども・子育て支援交付金が平成31年度は入るからいいよということでありますが、しかし、保護者負担は発生するわけがあります。

町としては、保育園においてこの代金、今は1人1カ月1,000円でしたかね。900円でしたかね。主食代として、副食費でしたかね、400円ですか、もらっておられますよね。昔はたしかお米1合を持っていったわけでありましたが、それが金額に変わったということで、この主食代が徴収をされているだけでございますが、これが保育単価から切り離されて給食費となった場合に、町としてどうするのかということでございます。この辺のところの考えというのはどう考えられるのか。

それから、国はどのように通知をしてきたのか、合わせて説明をいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 本町におきます給食費といいますと主食代といたしまして400円。こちらの400円につきましては保育料と合算して、合算といいますか込

みで徴収をさせていただいております。

これが、先ほど、半年分で大体200万円という形で申し上げました。

10月からの消費税の増税に伴いまして国が基準としておりますので主食代3,000円、それから、副食代4,500円という形での徴収を基準としておるわけでございます。

本町におきますところでは、保育料等の無料化ですとか減免等もございまして、保育料を無償化するからということと400円を逆に徴収するというのもなかなか難しいのかなあとということもございまして、この400円について別途、減免なり無料化にするという方針を打ち出さない限り、保護者の負担としては新たに発生してくるわけでございますので、現時点ではまだ最終決定をしてございません。これにつきましては、できるだけ早い時期に決定をして、現行に大きな違いのないような形、大きな違いのないような形という形で申し上げましたけれども、現行に沿った形で行けるようなことを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 現行に沿った形といいますと、400円だけで、あとは国のほうの保育単価に含まれている3,000円、副食費が4,500円、合わせて7,500円になるんですかね。ちょっと聞き間違いだと申しわけないんですが。

これは、国の保育単価は丸々の保育単価でありまして、町としては負担調整をしているわけですので、現在の幸田町の基準額というのはあるわけですよ。ですから、そういうことから考えると、この7,500円の給食費、今、学校の給食が大体、小学校が240円、中学校が270円ということで、大体ひと月に4,000円くらいの給食費を払っているわけですよ。

ですからそういうことから考えると、非常に高い保護者負担、いわゆる無償化という名の有料化は残るわけでありまして、その点をやはり国の政策として、本来、無償化したなら本来は、私は、これはその分を子ども・子育て支援交付金という形ですと続けるべきだというふうに思うわけですよ。

なぜ、公立の保育園だけが全てお出ししないといかんかということでございます。本来、国で子どもを負担しなきゃならんと。国庫負担で見なければならんと思うわけでありましてけれども、しかしながら、こういうような方向であります。そうした点で、町への影響というものもかなりあるというふうに思うわけでございますが、10月となったらじきに來てしまいますけれども、この方針についてはいつごろするのか、現在の400円だけにするのか、それともどうするのかという問題でございますけれども、この点はいつごろまでに出される予定でありますでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 幸田町におきます給食費、主食代ということで400円、国の基準としておりますのが主食が3,000円、副食代が4,500円、町内にございます民間の幼稚園等での給食費が大体4,500円程度でございますでしょうか。ちょっと園によっていろいろと違うのかもしれませんが、それくらいということで、保育料等が無償化になりますと、こういった給食費というものが表に出てくるわけござい

ます。

本町といたしましても、その辺の均衡といいますか不均衡といいますか、こういったところも検討の余地に加えて。

もう一つは、システム的な、今、保育料として引き落としをしておりますので問題はないわけですが、給食費という引き落としになりますと、システム的な改修ですとかこういったものがまた必要になってきますので、そういうことも踏まえながら、メリット、デメリットを検討しながら、大変、申しわけないです。時期はちょっと申し上げられません。とにかく早いうちに決定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第25号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第26号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第26号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第27号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

○13番（丸山千代子君） 幸田町の国民健康保険税が愛知県下の中でも高いほうに属するというごさいますけれども、県単位化2年目となって、今回の国保税、さらに引き上げにならないように、一般会計からの繰り入れをより一層、ふやしながら負担軽減に努めると、この件についてお伺いをしたいというごさいます。

次に、今、私ども日本共産党は、国会の中でも子どもの均等割、また平等割についても国が1兆円を繰り入れながら、そして健保並みにせよと、こういうような政策を打ち出しながら国会等でも質問しているところごさいます。

やはり、この子育て支援としての子どもの均等割の廃止、18歳以下の子どもの均等割の廃止についても、やはりやっていくべきではないかというふうに思うわけでありませう。すぐに健保並みにはならなくても、子育て世帯への支援、これについて伺いたいと思ひます。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、県単位化によります国保税の引き上げにならないように一般会計からの繰り入れをということごさいます。

御存じのとおり平成30年度から国保制度の改正によりまして、実施主体が県のほうに移っていったということごさいます。本年度におきまして、これに関します一般会計からの財政支援のための繰入金というものでございまして6,000万円のほうを計上させていただいておるところごさいます。

今の状況を考えていく中で、現段階ではちょっとこれをさらに増額していくということについてはなかなか難しい状況であるというふうに考えておきまして、これについてはできる限り、これを維持していくように努めてまいりたいというふうに考えておるところごさいます。

ただ、状況的には国保の被保険者数も減少しておるというような状況でもございませう。

し、また、1人当たりの医療費も増加をたどっておるということでありまして、確かに国保財政というものは厳しくなってくるというものについては今後も考えられるわけでございますので、そういった面におきましてはこの一般会計からの繰り入れも含めて、財調基金の取り崩しも含めながら、負担が増加しないように運用のほうはしていきたいというふうに考えておるところでございます。

そしてまた、2点目の子育て支援としての子どもの均等割の廃止という部分についてでございます。確かに現在、18歳未満の子どもさんに係る均等割額ということにつきましては、国民健康保険税が世帯課税主義というようなことでございますので、被保険者の均等割というものは個々の被保険者の負担の能力にかかわらずに世帯主のほうに課税のほうはさせていただくというものではございます。

そして、このものについて、子育て支援の上で減免が必要であるのではないかという考え方を御提言されているところでございます。これにつきましても、現在の状況のほうも把握しながら、確かに現在の状況というものにつきましても子どもさんが多い世帯ほど国保税が高くなってしまおうという、これが確かに状況であるのかなというふうに思っておるところではございます。

ですので、国ですとかあるいは近隣の市町の状況なども勘案しながら、もちろんこういったときの活用のために基金というようなもの、あるいは減免制度とか、こういったものも総合的にいろいろ勘案しながら、これについては検討していくべき課題であるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 昨年の予算のときも、県単位化に伴っても引き上げにならないようにということで一応、努力をされました。

しかしながら、限度額の引き上げに伴う増税、増額、国保税の引き下げということに至りました。そして、なおかつまた、資産割の廃止に伴ってそれぞれ振り分けた結果、高く国保税が引き上がった世帯が多く出てきてしまったと。こういうことが起きたわけでございます。

今回も、今度は県単位化になって2年目でございますけれども、今回も6,000万円の繰り入れでございます。やはり現行水準を守るといって来たけれども、現行水準が前年度は守られなかった、いわゆる今年度ですね。守られなかった。それならば、やはり2年目に当たって守られなかった分、一般会計から繰り入れて平成29年度並みの現行水準にもっていくべきではないかというふうに思うんです。

ですから、その点につきまして言えば、この繰り入れをふやすべきではなかろうかというふうに思います。

県下でも高い水準、8番目ですかね、今。このような国保税の水準になってきているわけでありまして、とても高いというふうに思います。

また、その高い国保税の軽減の方策の一つとしては、子育て世帯に対する子どもの均等割の廃止であります。これは、1人当たり3万400円になりますかね。そうした点におきまして、やはり軽減を図っていく、その視点に立つべきではなかろうかというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かに議員が申されますように、県単位化を実施するに当たりまして、私どものほうで基本は確かに現状維持という方向でこの税率、特に資産割をなくしていくといくような部分も合わせて行っていった、そのシミュレーションの中で行っていった結果、確かに私どもとしては現状維持を図るというもので設定していったわけではありますけれども、結果的には確かにおっしゃいますように若干という言い方がいいのかどうかわかりませんが、結果的にはちょっと引き上げにつながってしまったという部分については認識をしておるところではございます。

基本的には、こういったこの現行の水準について、やはりこれ以上の引き上げはしていかないという部分を踏襲していくべきだというふうにも思っておるところでもございますし、結果、県単位化によりまして、国保税ですとかあるいは繰入基金、こういったものは全て納付金を充てるために準備していくものであるということでもありますので、現在、基金の残においても県下においては10番目くらいの1人当たりの基金もあるというようなこともございますので、こちらのほうも合わせて、確かに使って国保税の負担については必要以上に上がっていかないようにしていくことが必要であるというふうに認識をしておるところではございます。

そしてまた、確かに子育て支援についての子どもの均等割という部分ではございます。先ほどもちょっと申させていただきましたとおり、これも近隣などの状況も注視しながら、確かに子育て支援において実施をすべき、いつの時点でこういったものについて考えていくべきことなのか、そしてその規模がどのような状況であるのかというようなこともいろいろ検討もしながら、これについては引き続き、検討課題というふうにさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この国保税でございますけれども、本算定にかかわって6月ごろにはまた見直しをする時期になるわけでございますけれども、今予算では、そうした国保税の引き上げといいますか税率改正というのは考えていない。現在の税率で行くという方向で確認してよろしいかということでございます。その点が1点。

それから、子育て支援の子どもの均等割でございますけれども、これは愛知県下の中でも均等割の廃止とはいかないわけでございますが、軽減をしながら支援をしているという実態もあるわけですし、全国的に見ましても、例えば、静岡県の場合ですと、これは県がそういう政策をとりながらやっているというようなことから考えましても、やはり今の少子化の時代、安心して子どもを産み育てられる、そういうことから考えても、この子どもの均等割、これは廃止すべきではないかというふうに思いますので、答弁をお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、平成31年度予算におきまして、予算計上させていただきました国保税の税率につきましては、基本的にはこれは現行どおりというものでございます。

当然、これは変更には条例等もかかわってくるというふうにも思っており

ますので、これにつきましては現行どおりの水準を適用させていただくものであるというところでございます。

そしてまた、静岡県を例を挙げられて、確かに自治体において、この子どもの均等割減免の実施というものの実践例というのは確かに報告をされておるところかなというふうに思っております。県下でも幾つかの市町において、実際にやられているこういった実態のほうも把握をしておるところではございます。

特に、県単位化ということでございます。静岡県のように県を挙げての考え方を出示させていただくということについてあるなら、これはそういった意味では本当に県を挙げてやれることであるというふうにも思っておるところでございます。これはまた愛知県に委ねられる部分でもあるのかもしれませんが。

ただ、幸田町において、これをどのようにまた考えていくかにつきましては、先ほども申させていただきましたけれども、実際にやっております何市かの事例も踏まえながら、町として掲げていきます子育てのまちという部分で、これをどのように実施していくべきかということについては、引き続き、議論のほうを進めていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第27号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第28号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第28号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第29号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第29号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第30号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第30号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第31号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第31号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第32号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第32号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第33号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第33号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結します。

ここで、委員会付託についてお諮りします。

ただいま、一括議題となっております第4号議案から第19号議案までの16件は、会議規則第39条の規定により、お手元に印刷配付の議案付託表のとおり、それぞれ所

管の常任委員会に付託します。各常任委員会委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を3月25日までに取りまとめ、来る3月26日の本会議で報告願います。

委員会の会議場はお手元に配付のとおりですので、よろしくお願いいたします。



日程第3

○議長（杉浦あきら君） 日程第3、予算特別委員会の設置について、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第25号議案から第33号議案までの9件は、内容も非常に多岐にわたりますので、慎重審議を期するため、予算特別委員会を設置し、これに付託し、委員の定数は議長を除く15名としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、第25号議案から第33号議案までの9件は、議員15名を予算特別委員会委員に選任し付託することに決定しました。

ただいま設置された予算特別委員会は、委員会条例第9条の規定により、委員長の互選をお願いします。

委員長の互選は、3月13日水曜日、午前9時より、議場においてお願いします。

なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員であります11番、池田久男君にお願いします。

審査の結果は、3月25日までに取りまとめ、来る3月26日の本会議で報告願います。

ここで日程変更についてお諮りいたします。

お手元に印刷配付の会期日程では、あす3月12日、火曜日は本会議となっておりますが、質疑は本日で全て終了しました。よって、あす3月12日の本会議は休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、3月12日の本会議は休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

本日は、長時間御苦勞さまでした。

散会 午後 3時32分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成31年3月11日

議 長

議 員

議 員